

第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画



「笑顔が広がるまち 寝屋川」 の実現に向けて



寝屋川市では、平成23年3月に第五次総合計画の基本構想(平成23年度から平成32年度までの10年)を定めました。

その基本構想に基づき実施する具体的な施策を示した前期基本計画(5年)が平成27年度に満了するに当たり、次代を展望し、市民と行政が共有すべき総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる後期基本計画(計画期間:平成28年度から平成32年度まで)を策定いたしました。

前期基本計画期間においては、第五次総合計画基本構想において定めたまちづくりの目標とその方向性に基づき、効果的な施策・事業を推進するとともに、11年連続の黒字確保、また、平成26年度には全ての会計において黒字を達成するなど、赤字体質からの脱却を図ることができました。

今後、人口減少や少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が懸念される中、人口減少対策や暮らしが良くなったと感じられる施策・事業を迅速・着実に進めていくためには、限りある財源と人材を有効活用し、事業の選択と集中を図りながら効率的・効果的な行財政運営を推進していく必要があります。

「命を守る」ことを市政の基本として、「子どもを守る」「街を守る」「生活(くらし)を守る」という視点から市政改革に取り組むとともに、本市が将来にわたって活力ある社会を維持するため、更には市民ニーズを的確に把握し、ニーズに即した市民サービスの充実を図り、「笑顔が広がるまちづくり」に全力を傾注してまいり所存でございます。

市民の皆様には、より一層の御理解、御協力と、今後とも、まちづくりへの積極的な参画をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様並びに、地域懇談会を始め、市民意識調査やパブリック・コメントなどにおいて貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様に、心から深く感謝申し上げます。

平成28年2月

寝屋川市長

北川 浩夫

目次

後期基本計画

● 計画の体系	2
● 後期基本計画の見方	4
● 第1章 まちづくりの方向	
1 安全で安心できるまちづくり	
1 災害に強いまちをつくる	6
2 治水対策を促進する	8
3 危機管理体制を充実する	10
4 犯罪のないまちづくりを推進する	12
2 健康でいきいき暮らせるまちづくり	
5 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる	14
6 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる	16
7 健康づくりを推進する	18
8 地域でともに支えあうしくみを充実する	20
9 高齢者の社会参加と自立支援を推進する	22
10 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する	24
11 子育てしやすい環境を整備する	26
12 安心できる環境衛生を確保する	28
3 夢を育む学びのまちづくり	
13 就学前教育を充実する	30
14 学ぶ力を育成する	32
15 教育環境の整備・充実を図る	34
16 青少年の健全育成を推進する	36
17 生涯学習を充実する	38
18 文化の振興を図る	40
19 スポーツ活動を推進する	42
20 国内外の交流を推進する	44
4 快適でうるおいのあるまちづくり	
21 計画的なまちづくりを推進する	46
22 良好な住宅・住環境を創出する	48
23 四駅周辺のまちづくりを推進する	50
24 安全で安定した上下水道サービスを提供する	52
25 利便性の高い快適なまちをつくる	54
26 水とみどり豊かなまちをつくる	56
5 環境を守り育てるまちづくり	
27 環境に配慮したまちづくりを推進する	58
28 ごみの減量・資源化を推進する	60
29 廃棄物を適正に処理する	62

6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

30 地域産業の活性化を推進する	64
31 商業の振興を図る	66
32 工業の振興を図る	68
33 農業の振興を図る	70
34 消費者保護を推進する	72
35 市域の労働力の活用を推進する	74

●第2章 市政運営の方向

7 市民が主役のまちづくり

36 コミュニティの活性化と協働を推進する	76
37 情報発信を充実する	78
38 市民ニーズを把握する	80

8 将来を見据えた自治経営

39 健全な財政運営を行う	82
40 効率的な行政運営を行う	84
41 市民サービスを充実する	86

●財政収支計画 90

●資料 95

1 後期基本計画策定体制図	96
2 寝屋川市総合計画に関する規程	97
3 後期基本計画策定経過	99
4 市民参画の概要	100
5 総合計画審議会	101
・開催経過	101
・諮問書及び中間答申書	102
・最終答申書	103
・委員名簿	105
・寝屋川市総合計画審議会規則	106
6 地域懇談会	107
・開催経過	107
7 寝屋川市みんなのまち基本条例	108
8 主な個別計画一覧	111
9 用語解説	112

後期基本計画



計画の体系

まちづくりの大綱

まちづくりの方向



1 安全で安心できるまちづくり



2 健康でいきいき暮らせるまちづくり



3 夢を育む学びのまちづくり



4 快適でうるおいのあるまちづくり



5 環境を守り育てるまちづくり



6 活力あふれるにぎわいのまちづくり



7 市民が主役のまちづくり



8 将来を見据えた自治経営

市政運営
の方向

後期基本計画 施策体系

- (1) 災害に強いまちをつくる
- (2) 治水対策を促進する
- (3) 危機管理体制を充実する
- (4) 犯罪のないまちづくりを推進する

P6~13

- (5) 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる
- (6) 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる
- (7) 健康づくりを推進する
- (8) 地域でともに支えあうしくみを充実する
- (9) 高齢者の社会参加と自立支援を推進する
- (10) 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する
- (11) 子育てしやすい環境を整備する
- (12) 安心できる環境衛生を確保する

P14~29

- (13) 就学前教育を充実する
- (14) 学ぶ力を育成する
- (15) 教育環境の整備・充実を図る
- (16) 青少年の健全育成を推進する
- (17) 生涯学習を充実する
- (18) 文化の振興を図る
- (19) スポーツ活動を推進する
- (20) 国内外の交流を推進する

P30~45

- (21) 計画的なまちづくりを推進する
- (22) 良好な住宅・住環境を創出する
- (23) 四駅周辺のまちづくりを推進する
- (24) 安全で安定した上下水道サービスを提供する
- (25) 利便性の高い快適なまちをつくる
- (26) 水とみどり豊かなまちをつくる

P46~57

- (27) 環境に配慮したまちづくりを推進する
- (28) ごみの減量・資源化を推進する
- (29) 廃棄物を適正に処理する

P58~63

- (30) 地域産業の活性化を推進する
- (31) 商業の振興を図る
- (32) 工業の振興を図る
- (33) 農業の振興を図る
- (34) 消費者保護を推進する
- (35) 市域の労働力の活用を推進する

P64~75

- (36) コミュニティの活性化と協働を推進する
- (37) 情報発信を充実する
- (38) 市民ニーズを把握する

P76~81

- (39) 健全な財政運営を行う
- (40) 効率的な行政運営を行う
- (41) 市民サービスを充実する

P82~87

大綱1
安全で安心できる
まちづくり

大綱2
健康でいきいき暮らせる
まちづくり

大綱3
夢を育む学びの
まちづくり

大綱4
快適でうるおいのある
まちづくり

大綱5
環境を守り育てる
まちづくり

大綱6
活力あふれるにぎわいの
まちづくり

大綱7
市民が主役の
まちづくり

大綱8
将来を見据えた
自治経営

後期基本計画の見方

- 基本計画は、基本構想に基づいて実施していく具体的な施策の内容を明らかにしたものです。
- 後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画です。
- 見開きページの左側は、施策の内容を全体的に説明している部分です。
- 見開きページの右側は、施策の中でも重点的に取り組むことや指標を示している部分です。

施策名

まちづくりの大綱を実現するために実施する施策の名称です。

現状と課題

「施策の展開」などの背景となっている現状と課題を記述しています。

施策の展開

課題を解決するために、どのような手段で施策を展開していくのかを示しています。



重点取組項目

施策の目的を達成するため、5年間に重点的に実施していく取組を示しています。

重点取組項目

取組名称	取組概要
耐震診断・耐震改修補助の実施	市広報紙、市ホームページ、まちまるごと耐震化支援事業等を通じ、建築物の所有者等に耐震診断及び耐震改修を行うよう啓発するとともに、耐震診断・耐震設計、改修費用の補助を充実し、耐震化率の向上を図ります。
耐震化による安全対策の充実	既存建築物の所有者等に対して、耐震化に関する指書、指示などの指導強化を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく勧告、命令などを行い、建築物の安全性の確保を図ります。
密集住宅地区の整備	主要生活道路の整備、老朽木造賃貸住宅の除却費補助、地区計画制度の導入による建築物の不燃化促進及び都市計画道路計画高圧大埋線の整備を行います。

市民の役割

まちづくりにおける目標、方向性及び課題を共有し、その達成や解決に向けて取り組むための役割を示しています。

市民の役割

- ◆ 居住や所有している建築物の耐震性を把握し、安全性の確保に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
住宅の耐震化率	%	76.6	95.0
密集住宅地区における不燃積積率	%	34.1	40.0

施策指標

施策の達成状況を測る代表的な指標を設定し、H26年度の実績値とH32年度の目標値を示しています。また、指標は1年間の実績値を基本としています。

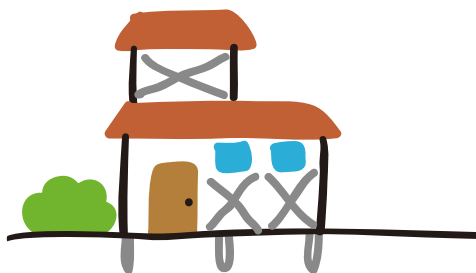
市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「災害に備えるまちづくりが行われている」と思う市民の割合	28.0%	UP

市民意識の指標

施策に関する市民意識についての指標を設定し、H27年度の現状値とH32年度の目標を矢印で示しています。

災害に強いまちをつくる



あやめ公園

現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、地震災害に強いまちを目指し、市街地の防災機能の向上に積極的に取り組んでいます。

発生が予測される南海トラフ地震などでは、建物倒壊、火災などによる甚大な被害が発生することが懸念されていることから、これまで以上に災害に強い都市構造の確保が求められています。

今後も、災害に強いまちをつくるため、これまで進めてきた耐震化の促進、密集住宅地区の整備を図り、まちの防災化を推進する必要があります。

施策の展開

■ 耐震化の促進

耐震化の必要性について市民に更に啓発するとともに、住宅、不特定多数の人が利用する病院・店舗など(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者が実施する耐震診断・耐震設計及び耐震改修を支援します。

■ 緊急交通路の確保

災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路沿道の建築物(要安全確認計画記載建築物)の耐震化をより一層促進します。

■ 密集住宅地区の解消

地区公共施設の整備、老朽建築物の除却促進など、これまで進めてきた事業に加え、規制誘導による自律更新時の更なる不燃化促進、延焼遮断効果の高い都市計画道路の整備など、密集住宅地区の解消に向けた取組をより一層推進します。

■ 建築物の安全性の確保

建築物の安全性を確保するため、既存建築物の所有者等に対し指導、助言、勧告等を行うとともに、耐震・耐火構造などの普及、啓発の徹底をより一層図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
耐震診断・耐震改修補助の実施	市広報紙、市ホームページ、まちまるごと耐震化支援事業等を通じ、建築物の所有者等に耐震診断及び耐震改修を行うよう啓発するとともに、耐震診断・耐震設計、改修費用の補助を充実し、耐震化率の向上を図ります。
耐震化による安全対策の充実	既存建築物の所有者等に対して、耐震化に関する助言、指示などの指導強化を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく勧告、命令などを行い、建築物の安全性の確保を図ります。
密集住宅地区の整備	主要生活道路の整備、老朽木造賃貸住宅の除却費補助、地区計画制度の導入による建築物の不燃化促進及び都市計画道路対馬江大利線の整備を行います。

市民の役割

- ◆ 居住や所有している建築物の耐震性を把握し、安全性の確保に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
住宅の耐震化率	%	76.6	95.0
密集住宅地区における不燃領域率	%	34.1	40.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「災害に備えるまちづくりが行われている」と思う市民の割合	28.0%	UP

治水対策を促進する



高宮ポンプ場整備(雨水幹線イメージ)

現状と課題

一級河川淀川、一級河川寝屋川を始め、多数の河川、水路を有する本市では、市街地などの治水機能の向上を図るため、様々な治水対策に取り組んできました。

また、近年は、短時間豪雨が頻繁に発生していることなどから、都市型水害等への対策も、重要な課題となっており、ハード面では雨水幹線や校庭貯留浸透施設の整備、ソフト面では内水ハザードマップの配布や止水板の設置に対する助成などとともに、大阪府が進めている寝屋川北部地下河川の整備にも連携して取り組んできました。

今後も、更なる浸水防除を図るため、国、大阪府、関係市による寝屋川流域総合治水対策を進めるとともに、ハード及びソフトの両面から治水対策を講じることが必要です。

施策の展開

■ 効果的な浸水対策の推進

校庭貯留浸透施設などの雨水貯留施設の整備、水路の改修や浚渫、ポンプ施設の改修などを計画的に行うとともに、止水板設置助成等により効果的な浸水対策を推進します。

■ 公共下水道雨水対策の推進

「寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画」に基づき、古川雨水幹線整備事業、高宮ポンプ場整備事業など、下水道整備を推進し、市域の浸水防除を図ります。

■ 寝屋川流域総合治水対策の推進

地下河川、増補幹線及び流域調節池の早期完成を引き続き強く大阪府に要望し、更なる治水対策の推進を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
雨水貯留施設の整備	学校施設に加え、京阪本線連続立体交差事業に伴い、雨水貯留施設の整備を推進します。
雨水対策事業等の推進	古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業を計画的に推進します。
総合治水対策の推進	地下河川や増補幹線、流域調節池の早期完成を大阪府に要望し、更なる治水対策の推進を図ります。

市民の役割

- ◆ 雨水貯留タンクの設置など雨水の流出抑制に努めます。
- ◆ 止水板の設置や土のうステーションの利用により住宅や事業所を守ることに努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
寝屋川流域の水害対策計画における目標貯留量の達成率	%	70.8	81.2
内水域における校庭貯留浸透施設の設置率	%	65.4	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「雨の時に浸水の不安がある」と思う市民の割合	50.3%	DOWN

危機管理体制を充実する



小学校区自主防災訓練風景

現状と課題

東日本大震災や、近年各地で数多く発生している大雨等による自然災害を始め、今後、南海トラフ地震の発生が予測されるなど、これらの災害に対する市民の防災への関心が高まっています。

また、平成25年には「災害対策基本法」が改正され、特別警報の運用が開始されるなど、住民の生命、身体及び財産を保護するための災害対策の強化が図られています。

自然災害を始め、あらゆる危機事象の発生時において、被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、関係機関との連携強化による危機管理体制の充実が必要です。

地域における総合的な防災の体制を確保するため、自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力を向上していくことが必要です。

施策の展開

■ 総合的な防災施策の推進

「地域防災計画」に基づき、様々な関係機関と連携を図りながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■ 危機対応力の強化

地震、風水害等の災害を始め、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応できるように、危機管理体制を強化します。

■ 地域防災力の向上

市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力の向上を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
「地域防災計画」の推進	「地域防災計画」に基づき、防災施策を強化するとともに、防災体制を充実します。
自主防災組織の整備・育成	自主防災組織の資機材や防災訓練を充実し、地域防災力の向上を図ります。
非常備消防力の充実	消防団の訓練や消防装備・資機材を充実し、地域防災力の向上を図ります。

市民の役割

- ◆ 食料、飲料水など生活必需物資を備蓄するとともに、避難路を確認するなど防災訓練への参加に努めます。
- ◆ 自主防災組織による防災訓練の実施など、地域内の住民等が連携しながら自発的な防災活動に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
全24小学校区自主防災訓練などの参加者数	人	5,116	6,000
消防団の団員数	人	383	435

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「地域の消防防災体制が充実している」と思う市民の割合	27.2%	UP

犯罪のないまちづくりを推進する



市内の防犯パトロールの活動風景

現状と課題

犯罪発生件数の減少に向け、「安全の推進に関する条例」の施行を始め、防犯啓発活動、防犯カメラの設置、メールねやがわ(安全・安心メール一斉配信サービス)の実施など、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に取り組んできました。

また、平成25年10月に暴力団の不当な介入を徹底的に排除するため、「暴力団排除条例」を施行し、暴力団の排除に向けた機運はますます高まっています。

引き続き、市民、関係団体、警察と連携しながら、地域が一体となって犯罪のないまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■ 防犯意識の啓発及び情報提供

犯罪の発生を未然に防止するため、防犯に役立つ情報の提供や防犯啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。

■ 防犯活動の推進

防犯に関する市民の自主的な活動を促進するとともに、市民、関係団体、警察との連携を強化します。

■ 防犯環境の整備

地域の安全確保のため、犯罪の発生を防止・抑制する環境整備を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
防犯活動組織との連携	地域が一体となった防犯活動や暴力団の排除に取り組むなど、市民、関係団体、警察との連携強化を図ります。
防犯器材の普及・設置の推進	自治会が行う防犯カメラの設置に対し、支援を行うとともに、防犯器材の普及・設置を推進します。
防犯灯の整備	自治会が管理する防犯灯のLED化に対し、支援を行います。

市民の役割

- ◆ 日頃から防犯意識を持って行動します。
- ◆ 地域の防犯活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
市内の犯罪発生件数	件	3,381	2,500
防犯教室参加者数	人	545	1,260

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「犯罪が少なく、安全なまちである」と思う市民の割合	8.6%	UP

平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる



人権を考える市民のつどい

現状と課題

戦争や核兵器のない平和な社会で、自由平等に暮らすことは、全ての人の願いです。本市では、「非核平和都市」として、戦争と核兵器の廃絶に向けた非核平和事業に取り組むとともに、「人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市民との協働で人権尊重のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、世界各地では、今なお、戦争、テロ、地域紛争などが続いている状況にあります。また、人種、性別、社会的身分等による差別に加え、子ども、高齢者、障害者などに対する人権問題、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害が存在しています。

平和で暮らせることの大切さについて、改めて認識を深め、平和の尊さ、戦争の悲惨さを次世代に引き継いでいくとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権意識の高揚を一層図っていく必要があります。

施策の展開

■ 世界平和実現への寄与

戦争、核兵器の恐ろしさや平和の尊さについての認識を深める取組を通じて、戦争・核兵器廃絶、世界平和の実現に向けた機運の醸成を図るとともに、他都市との連携によって、その実現に寄与します。

■ 人権尊重のまちづくり

人権を相互に尊重し合うことによって、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、市民と協働して人権尊重のまちづくりを推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
非核平和の推進	恒久平和を願う市民のつどい、平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料の展示などを通じて、平和を希求する意識の高揚を図ります。
人権啓発の推進	街頭啓発、人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子などを通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。
子どものいじめ対策の推進	子どものいじめに関する問題について、相談体制の充実を図り、その解決に向けた取組を推進します。

市民の役割

- ◆ 平和を希求し、人権を尊重する意識の高揚に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
事業参加により人権尊重意識が向上した人の割合	%	91.8	95.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「一人一人の人権意識が高くなってきた」と思う市民の割合	20.6%	UP

男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる



ふらっとねやがわまつり

現状と課題

様々な分野で女性の社会参加が進み、家庭、職場、地域社会等での男女共同参画の意識は着実に浸透してきているものの、政策・方針決定過程への女性の参画は十分でない状況にあります。

また、社会慣行や人々の意識には、今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

さらに、全国的にドメスティック・バイオレンス(DV)の認知件数が増加する中、本市においても相談件数は増加傾向にあり、的確な対応が求められています。

全ての人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、更なる取組を推進していく必要があります。

施策の展開

■ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを行います。

■ 女性の社会活動への参画促進

社会の対等な構成員として女性の社会活動への参画を促進するとともに、政策・方針決定過程への参画など、活躍支援を行います。

■ DV根絶のための環境づくり

DVの根絶に向けた啓発を推進するとともに、被害者の保護・支援を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
意識啓発と社会参画の促進	講座の開催、情報誌の発行などにより男女共同参画意識の向上と社会参画の促進を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指す市民、団体、グループの活動支援を行います。
生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進	カウンセラーによる男女の心の悩みの相談や弁護士による女性のための法律相談を実施し、女性の自立を支援するとともに、講座などで心身の健康づくりを推進します。
DV 被害者支援体制の充実	DVに関する相談体制、関係機関の連携の強化による被害者支援の充実を図ります。

市民の役割

- ◆ 人権尊重、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の社会参画促進に関する講座・研修会などへの参加に努めます。
- ◆ DVが犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識づくりに努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
審議会などへの女性委員の登用比率	%	23.4	30.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	65.5%	UP

健康づくりを推進する



特定保健指導の風景

現状と課題

高齢化や疾病構造の変化が進行する中、健康寿命の延伸など健康に対する関心が高まっています。

本市では、各種がん検診、妊婦健康診査などの健康診査を実施するとともに、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防に重点を置いた取組を進めています。

さらに、「第2次食育推進計画」に基づき、食育を実践できる市民を増やすことに努めています。

誰もが生涯にわたり健康で暮らせるよう、市民一人一人に応じた健康づくりを行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、救命救急体制を強化する必要があります。

施策の展開

■ 健康診査の充実

市民一人一人のライフステージに応じた健康診査の受診促進に取り組みます。

■ 食育の推進

生涯にわたって健康的な食生活を考え、実践できる市民を増やせるよう、ライフステージに応じた食育の取組を推進します。

■ 生活習慣病の予防対策の推進

食事、運動など、健康づくりのサポートや生活習慣病の重症化予防のための保健指導を実施します。

■ 医療体制の充実

医療機関や関係団体との連携を図り、医療体制を確保するとともに、救命救急及び地域医療の充実を図ります。

■ 健康寿命の延伸

年齢を重ねても健康に活動できるよう、市民の健康寿命の延伸を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
各種健診などの実施	各種の健康診査を実施するとともに、その啓発を行うことにより、受診率の向上を図ります。
健康意識の啓発	健康相談、健康教室などの実施により、市民の健康に対する知識の普及と意識の啓発を行います。
救命救急体制の強化	ドクターカーを導入し、救命救急体制の強化に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 健康管理のため、年齢に応じた健診の受診に努めます。
- ◆ 自分や家族の健康に関心を持ち、健康増進の行動に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
健康寿命(日常生活に制限のない期間)	年	男77.96 女81.90	男 78.06 女 82.05
重症化リスクが特に高い、高血糖、高血圧の人の割合	%	6.4	4.3

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「健康づくりプログラムを活用している」市民の割合	12.2%	UP

地域でともに支えあうしくみを充実する



小地域ネットワーク活動の風景

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行を起因とする、一人暮らし世帯の増加など、家族形態の多様化により、生活に不安を抱いたり、援助を必要とする人が増えています。

市民一人一人の自立を地域全体で支えるため、高齢、障害、児童などの分野を超えた総合的な支援が求められています。

本市では、「地域福祉計画」に基づき、地域住民による身近なまちかど福祉相談所、サロンなどの小地域ネットワーク活動を推進しながら、“みんなですすめる地域福祉”に取り組んでいます。

地域のあらゆる力を合わせて、援助を必要とする人が必要なときに適切な支援を受けられる体制づくりを一層進めていく必要があります。

施策の展開

■ ネットワークの充実

市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、援助を必要とする人を支え合うネットワークの充実を図ります。

■ 人材の育成と確保

市民による主体的な地域福祉活動が行えるよう、地域福祉活動に関わる人材の育成と確保を図ります。

■ 適切な生活支援と自立の促進

生活に困窮する人が自立して暮らせるよう、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく必要な支援を行うとともに、制度の適正な運用を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域福祉活動の仕組みの充実	誰もが住み慣れた地域で安心して自立して暮らせるよう、支え合いによる地域福祉活動の仕組みを充実します。
生活保護の適正実施	生活保護受給世帯の最低限度の生活保障、自立助長及び不正受給防止を目的に、生活保護制度の適正な実施に向けた体制を充実します。
生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金の支給、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援などによる、生活困窮者の自立支援を行います。

市民の役割

- ◆ 民生委員・児童委員が行う様々な活動への協力に努めます。
- ◆ 地域福祉活動への協力・参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
まちかど福祉相談所の相談件数	件	1,275	1,410
小地域ネットワーク活動(グループ援助活動)の回数	回	1,246	1,620

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「地域の福祉活動が活発に行われている」と思う市民の割合	37.0%	UP

高齢者の社会参加と自立支援を推進する



元気アップ体操の風景

現状と課題

我が国の高齢化は、諸外国に例をみないスピードで進行しており、本市においても市民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況であり、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯及び認知症等による介護が必要な高齢者が増えています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防の取組をより一層推進するとともに、医療、介護などを一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

施策の展開

■ 高齢者の社会参加の支援

地域のまちづくり、支援を要する高齢者を支える活動などに、より多くの高齢者が社会参加できるよう、支援します。

■ 介護予防の推進

高齢者が健康で自立して暮らせるよう、社会参加を含めた介護予防の取組を一層推進します。

■ 介護サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護のネットワークを構築し、一体的なサービスを提供するなど、介護サービスの充実を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
高齢者の社会参加活動への支援	高齢者の生きがいと健康づくりのため、介護予防や生活支援サービスの担い手の養成等を通じて、社会参加活動を支援します。
地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センターの課題対応機能の向上を図り、医療と介護のネットワークを始め、地域資源の幅広いネットワークづくりを支援するとともに、高齢者を取り巻く状況に応じたセンター運営を行います。

市民の役割

- ◆ 介護予防に関する取組への参加に努めます。
- ◆ 老人クラブ活動などの地域活動への参加に努めます。
- ◆ 支援が必要な高齢者への支え合い活動の参加に努めます。
- ◆ 介護に関する様々な情報の活用にも努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
地域包括支援センターの相談件数	件	6,329	6,700
介護予防事業の参加者数	人	29,502	31,361

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「高齢者が生きがいを持ち、健康で心豊かに暮らせる環境づくりが進んでいる」と思う市民の割合	23.1%	UP

障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する



すばる・北斗福祉作業所、大谷の里外観

現状と課題

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進行する中、国では、「障害者総合支援法」を始めとする関連法が施行されるなど、様々な施策展開が図られています。

本市では、こうした障害者施策に係る国の動向等に的確に対応するとともに、「障害者長期計画」及び「障害福祉計画」に基づき、相談支援を始め、就労支援、地域生活支援などの様々な取組を推進しています。

障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた取組を総合的かつ体系的に推進していく必要があります。

施策の展開

■ 発達支援システムの充実と推進

保健、福祉、教育に関わる機関や事業者との連携を強化し、支援を必要とする子どもへの発達支援システムを充実します。

■ 障害についての更なる理解の促進と相談支援の充実

障害について更に理解を促進し、差別の解消に努めるとともに、多様なニーズに対応した適切なサービスの提供を図るため、相談支援を充実します。

■ 就労支援の充実

地域で自立した生活ができるよう、障害者施設からの物品の優先調達を始め、就労訓練の充実、就労機会の確保などを進めます。

■ 地域生活に対する支援の更なる推進

福祉施設などから地域での生活へ移行するための支援を始め、地域生活を支援する施策を更に推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
障害福祉サービスの充実	訪問系・通所系サービスの充実、グループホームなどの居住の場の確保、就労支援の充実を図り、障害福祉サービスを充実します。
地域生活支援事業の推進	障害のある人の地域生活を支援するため、相談支援事業、社会参加を促進するための移動支援事業などの事業を推進します。


市民の役割

- ◆ 障害について更に理解を深める取組への参加に努めます。
- ◆ 障害のある人との交流の場への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
居宅介護(ホームヘルプ)のサービス利用量	時間/月	9,685	▶ 12,000
移動支援(ガイドヘルプ)のサービス利用量	時間/年	82,497	▶ 102,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「障害のある人に対するサービスや支援体制が整っている」と思う市民の割合	21.9%	▶▶▶  UP

子育てしやすい環境を整備する



地域子育て支援センター

現状と課題

少子化、核家族化の進行、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み、育てることができる環境整備が必要です。また、質の高い幼児期の教育・保育の提供や子育て支援の充実が求められています。

本市では、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を着実に推進し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を図っています。

今後も、保護者が笑顔で子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進する必要があります。

施策の展開

■ 幼児期の教育・保育の質の向上

就学前の子どもに対して、質の高い教育・保育を実施するとともに、子育て世帯のニーズに合った保育の量と多様な保育サービスを提供します。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業を充実するとともに、地域の子育て力を高めるため、子育てを支援する人材を育成します。

■ 要保護児童への対応の充実

子育てに関する相談体制を充実するとともに、地域全体で子どもを守るためのネットワークを強化し、児童虐待の未然防止に取り組みます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
保育環境の整備	全ての子どもが必要な時に保育を受けられるよう、計画的に保育環境を整備します。
孤立しがちな家庭への支援	定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、各機関と連携しながら、育児支援、相談・助言等の支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組みます。
子育て支援の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

市民の役割

- ◆ 子育て情報を共有するとともに、子育て支援グループの活動などを通じて、地域で子育てを支えます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
保育所待機児童数(4月1日現在)	人	0	0
地域子育て支援拠点の利用者数	人	139,771	170,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「安心して子どもを産み育てることができるサービスや環境が整っている」と思う市民の割合	21.0%	UP

安心できる環境衛生を確保する



子どもの手洗い・うがいの風景

現状と課題

社会経済活動の拡大や都市化の進展に伴って、環境や人の健康に影響を及ぼす事象が発生しています。また、万一発生すれば、社会全体にも大きな影響を与えかねない感染症の流行が懸念されています。

生涯にわたり健康に暮らすことは全ての人の願いであり、日々の生活が健康的に送れるよう、快適で安心して生活できる環境を確保するとともに、良好な公衆衛生の維持・向上を図る必要があります。

施策の展開

■ 感染症の予防

感染症の予防及び重症化を防ぐため、各種予防接種事業の実施や啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

■ 良好な環境衛生の維持

狂犬病の予防を始め、所有者が不明な猫の繁殖抑制、鳥獣の保護等を推進し、地域の環境衛生の向上を図ります。

■ 良好な生活環境の保全

市域の水路等で発生する害虫への対策、浸水被害発生時における被害世帯への消毒液散布など、良好な生活環境の保全に取り組みます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
各種予防接種事業の推進	感染症予防の啓発を行い、予防接種の接種率の向上に努め、市民の健康増進を図ります。
環境衛生業務	飼犬登録及び狂犬病予防注射事務を通じて、狂犬病の予防を図るほか、所有者不明猫の繁殖抑制、鳥獣の保護等を推進します。

市民の役割

- ◆ 感染症の予防のため、予防接種を受けるよう努めます。
- ◆ 日頃から手洗い・うがいなどの感染予防に努めます。
- ◆ 生活環境意識の向上を図ります。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
BCG接種率	%	99.0	▶ 99.5
狂犬病予防注射の接種率	%	61.5	▶ 76.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「感染症対策が充実している」と思う市民の割合	10.1%	▶▶▶ UP

就学前教育を充実する



公立幼稚園における運動会の風景

現状と課題

幼児期は、人と人とのつながりや周りへの興味や関心が広がるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。また、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション力の低下などが課題とされ、家庭教育と共に幼児教育の更なる充実が求められています。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行う幼保一体化も視野に入れ、教育・保育関係機関、家庭、地域との連携を深め、就学前教育の充実を図る必要があります。

施策の展開

■ 特色ある幼稚園づくり

幼児一人一人の発達や特性に応じた教育の充実、未就園児との交流の場の提供などを図るとともに、教育・保育関係機関、家庭、地域と連携した特色ある幼稚園づくりを推進します。



公立幼稚園における未就園児との交流風景



公立幼稚園の外観

重点取組項目

取組名称

幼児期の発達に応じた
教育の推進

取組概要

教育・保育関係機関、家庭、地域との連携の下、年齢に応じた体力づくりなどを始め、幼児期の発達過程における特徴、課題に応じた教育を行います。

市民の役割

- ◆ 園、地域との連携に努めます。
- ◆ 園で行われる行事などへの参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)		めざそう値 (H32)
園行事等への未就園児、保護者、地域の方の参加者数	人	6,553	▶	7,000
幼稚園での教育活動に対する保護者満足度	%	85.0	▶	94.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)		目標 (H32)
「幼稚園教育が充実している」と思う市民の割合	17.4%	▶▶▶	↗ UP



学ぶ力を育成する



小学校英語村での授業風景

現状と課題

小・中学校は、子ども一人一人の確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、“生きる力”を育成する場です。

そのため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高める教育を推進するとともに、他人を思いやる心、生命尊重、自立心、責任感など、豊かな人間性を育む教育を推進することが求められています。

本市では、小中一貫教育を推進する中で、英語教育、ICT教育などに積極的に取り組んできたことにより、学力の向上など、その成果が着実に表れてきています。

今後も、小中一貫教育に係る国の動向を踏まえ、小中一貫校の設置や地域との連携を図る中で、特色ある学校園づくりをより一層推進し、子どもたちの学力・心力・体力を更に高めていくことが必要です。

施策の展開

■ 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を推進し、確かな学力や心身共に健やかな子どもの育成に取り組み、小中一貫校を始め、子どもの成長に合わせた柔軟かつ効果的な教育体制の確立を図ります。

■ 時代に対応した教育の推進

教育環境のICT化をより一層推進するとともに、英語村事業を始めとする英語教育の充実を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
小中一貫校の設置	これまでの小中一貫教育の成果や国における小中一貫教育の制度化を踏まえ、小中一貫校の設置を進めます。
確かな学力の育成	ICT機器等を活用した“わかりやすい授業づくり”、言語活動や学びあいを大切にした授業改善に努めるとともに、教育活動全体を通じて道徳教育を充実する中で、確かな学力や心力を身につけた子どもの育成に取り組みます。
英語教育の充実	英語を学ぶ意欲やコミュニケーション力の育成を図るため、外国人英語講師の配置、英検の受検料補助などにより英語教育の充実を図ります。

市民の役割

- ◆ 児童・生徒の学ぶ習慣・意欲を育む環境づくりに努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
小学校全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比	全国平均を1とした場合の数値	0.981	1.101
中学校全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比	全国平均を1とした場合の数値	0.946	1.011

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「教育内容が充実している」と思う市民の割合	17.9%	UP

教育環境の整備・充実を図る



公立中学校における改修後の体育館

現状と課題

学校園施設は、園児・児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の避難所としても重要な役割を担っています。

本市では、幼稚園園舎棟、全小中学校の校舎棟・屋内運動場の耐震補強が完了していますが、引き続き、園児・児童・生徒が安全で快適に過ごすことができるよう学校園施設の整備、安全で安心な学校給食の提供など、引き続き、教育環境の充実を図る必要があります。

また、通学路については、警察など関係機関や地域と連携し、今後も、継続的に安全確保を図っていく必要があります。

施策の展開

■ 学校園施設の整備

園児・児童・生徒が安全で快適な生活が送れるよう、教育環境の充実を目指し、計画的に学校園施設の整備に取り組みます。

■ 通学の安全確保

交通指導員の配置や関係機関と連携した安全対策を実施し、通学の安全を確保します。



公立中学校における改修後のプール



通学路におけるカラー舗装

重点取組項目

取組名称	取組概要
学校園施設の経年化対策	学校園施設の経年化に対する対策を計画的に実施します。
通学路の安全対策	児童への通学安全指導、関係機関と連携した通学路の安全対策など、登下校時の事故防止を図ります。
学校給食の運営	児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供するとともに、効率的・効果的な運営に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 園児・児童・生徒の教育環境の充実に協力します。
- ◆ 子どもたちが安全で安心して登下校ができるよう協力します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
小中学校のプール改修の実施校数	校	13	25
小中学校の屋内運動場の屋根・床改修の実施校数	校	6	24

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「教育環境が充実している」と思う市民の割合	18.1%	UP

青少年の健全育成を推進する



青少年リーダーの活動風景

現状と課題

核家族化、家族形態の多様化やスマートフォン、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の普及など情報化社会が進行する中、青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、いじめ、不登校、引きこもり、インターネット有害サイトの氾濫など、青少年に関する課題は、深刻化かつ多様化しています。

本市では、学校・家庭・地域の連携を進め、家庭教育の充実、青少年の社会参加の促進及び交流の場の提供、地域コミュニティの活性化を図るなど、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を着実に進めながら、放課後児童の安全・安心な居場所の充実を図るなど、更に青少年の健全育成を推進する必要があります。

施策の展開

■ 地域教育の活性化

地域全体で青少年を健全に育成するため、学校・家庭・地域が連携しながら地域教育の活性化を図るとともに、放課後児童の安全・安心な居場所の提供に努めます。また、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実と子育てに不安などを抱える家庭への支援を行います。

■ 青少年の健全育成

次代を担う青少年リーダーの組織力の強化を図るとともに、青少年活動の拠点整備・拡充に努めます。また、各種団体と連携しながら、青少年指導者の発掘・育成を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
放課後の居場所の充実	「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が安全で安心して学習や体験活動ができる居場所の充実を図ります。
家庭教育力の向上	子育てに不安や悩みを抱える家庭への支援や家庭教育を学習する機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。
青少年リーダー組織の強化	自らの力で青少年事業や地域活動が展開できる青少年リーダーの養成に努め、青少年リーダー組織の強化を図ります。

市民の役割

- ◆ 学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
家庭教育サポーターの活動回数	回	5,250	8,000
子どもの安全見守り隊の登録者数	人	5,315	7,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	27.2%	UP

生涯学習を充実する



としょかんまつり

現状と課題

社会経済情勢の変化や個人の価値観の多様化に伴い、生涯学習の機会、内容等も変化しています。

誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境整備や学習活動を通して、人のつながりを育むとともに、心豊かに生活を送ることが求められています。

今後も、あらゆる機会・場所において学習できる環境を整備し、生涯学習に関する多種多様な情報・機会を市民に提供するとともに、市民が生涯学習で得た学習成果を地域に還元できる取組を進めていく必要があります。

施策の展開

■ 学習活動の充実

市民が快適で安心して学習活動を行うことができるよう、生涯学習に関する情報提供や機会の確保と地域人材の養成等の活動支援を行います。

■ 読書環境・読書活動の充実

多様な市民ニーズに対応できる総合的な情報拠点として、図書館機能の充実を図り、更に効果的・効率的な運営を行います。また、子ども読書活動を推進します。



子どもの読書啓発講座



料理教室の活動風景

重点取組項目

取組名称	取組概要
学習体制の充実	企業・大学・事業者と連携し、情報提供、学習機会の確保に努め、市民ニーズに応じた学習体制の構築を図ります。
図書館機能の充実	快適・便利な図書館となるよう、ICTの活用や読書推進施策の充実を図り、市民との協働や民間活力をいかす運営に努めます。
子ども読書活動の推進	学校や家庭での子ども読書推進を図る「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進します。

市民の役割

- ◆ 学習活動に参加し、知識の蓄積や情報の収集に努めます。
- ◆ 学習活動により得た知識や情報を地域社会にいかします。

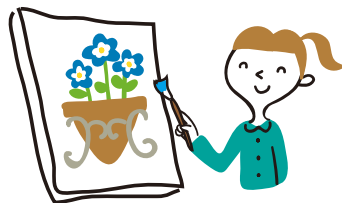
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
市民一人当たりの生涯学習活動回数	回	7.7	8.3
図書館の市民一人当たりの貸出冊数	冊	5.0	5.4

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「生涯学習の機会や情報の提供が充実している」と思う市民の割合	18.4%	UP

文化の振興を図る



アルカスピアノコンクールでの演奏風景

現状と課題

「文化振興条例」に基づき、文化芸術の活動・発表・鑑賞の場の提供、市民が気軽に参加できる環境づくりなど、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後も、文化芸術に親しむ機会を増やすとともに、特に青少年が文化芸術に触れ合うきっかけを作りながら、文化芸術活動の担い手の育成に取り組むなど、より一層、文化の振興を図る必要があります。

また、市内に存在する様々な文化財を保存するだけでなく、積極的に有効活用を図り、次世代に文化や歴史等を継承していく必要があります。

施策の展開

■ 文化振興の推進

市民が文化芸術に親しみ、自らの手で新たな文化を創造するため、多様な発表の場や文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、未来の文化芸術活動を担う後継者の育成等を推進します。

■ 文化財の保護、継承と活用

文化財を良好な状態で保存することに加え、伝統的行事などの地域文化資源の継承と活用を通じて、文化財保護への意識や市民の郷土への愛着を高めます。



アルカスホール外観



高宮廃寺跡

重点取組項目

取組名称	取組概要
文化振興のための環境整備	地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関わるきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進します。
文化芸術活動の活性化	活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の獲得など、文化芸術活動の活性化を図ります。

市民の役割

- ◆ 文化芸術活動への参加に努めます。
- ◆ 自主的な文化芸術活動の中で活動の担い手を育みます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
文化振興事業の参加者数	人	48,343	59,300
アルカスホールの入場者数	人	75,118	79,300

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「展示会・コンサートなど、文化・芸術活動が活発に行われている」と思う市民の割合	31.7%	UP

スポーツ活動を推進する



競技スポーツの活動風景

現状と課題

健康意識の高まりやライフスタイルの多様化を始め、スポーツ庁の創設、東京オリンピック・パラリンピックの開催など、スポーツに対するニーズや競技力強化の機運はますます高まっています。

本市では、誰もがそれぞれの目的や体力に応じたスポーツ活動に親しめる機会を提供してきました。

今後も、それぞれのライフスタイルや目的に合わせ、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する必要があります。

施策の展開

■ スポーツ活動の充実

生涯スポーツへの参加機会の充実に努めるとともに、より高いレベルの競技者の育成を目指し、競技スポーツの振興を図ります。

■ スポーツ活動のための環境づくり

市民が安全で快適に利用できるよう、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、市民ニーズに応じ、施設の利活用を図ります。



市民体育館内観



生涯スポーツの活動風景

重点取組項目

取組名称	取組概要
生涯スポーツの推進	生涯スポーツへの参加機会の充実に努めるとともに、スポーツリーダーズバンク制度を活用し、市民が気軽にスポーツ活動に親しむ機会の充実に取り組みます。
競技スポーツの振興	競技スポーツの普及、競技力の向上を目指し、高いスポーツ技術に触れる機会と指導の充実に図ります。
施設の整備・充実	市民が安全で快適に利用できるよう、社会体育施設の整備・充実に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 自分に合ったスポーツ活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
各種スポーツ事業の参加者数	人	25,234	29,500
市民体育館の延利用者数	人	167,583	196,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「スポーツ活動の環境が整っている」と思う市民の割合	21.7%	UP

国内外の交流を推進する



国際交流の風景

現状と課題

和歌山県すさみ町、アメリカ・ニューポートニューズ市、カナダ・オークビル市と姉妹・友好都市提携を結び、文化、教育、青少年、スポーツなど幅広い分野で交流事業を実施しています。

今後も姉妹・友好都市との交流を通じ、市民一人一人が豊かな感覚を育み、国内・国際親善の意識高揚を促進していく必要があります。

また、異なる文化や習慣を理解し、お互いに尊重し合う社会の実現が求められる中、本市においても、在住外国人が地域社会の一員として活躍できる環境づくりが必要です。

施策の展開

■ 国内交流の推進

友好都市である和歌山県すさみ町と、文化・スポーツ交流や特産物販売事業など、市民参加型の相互交流を進めます。

■ 国際交流の推進

関係機関等と連携し、アメリカ・ニューポートニューズ市、カナダ・オークビル市と友好親善を深めるとともに、市民の外国人に対する理解や交流を進めます。

■ 多文化共生社会の実現

在住外国人が暮らしやすい環境整備を進めるとともに、在住外国人との交流の場を提供し、市民の国際感覚を高めながら多文化共生社会の実現を目指します。

重点取組項目

取組名称

多文化共生の推進

取組概要

在住外国人の生活をサポートするための取組や、市民が異なる文化や習慣を知ることで、外国人に対する理解を深める取組を実施します。

市民の役割

◆ 外国人との交流などを通じ、国際感覚を高めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
多文化共生事業の参加者数	人	2,600	4,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「国際交流が盛んである」と思う市民の割合	7.2%	UP



すさみ町との団体交流事業



国際交流の風景

計画的なまちづくりを推進する



小路地区における土地区画整理事業の整備風景

現状と課題

ゆとりやにぎわい、潤いのある都市空間の創出を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づき、土地区画整理事業、地区計画制度の活用など、地域の実情・特性にあったまちづくりを計画的に進めています。

今後も、市の持続的発展と秩序ある整備を進めるため、目指すべき将来都市像を明確化するとともに、その実現に向け、市全体の土地利用の在り方、まちづくりの方向性等を検討し、各施策・事業を推進していくことが必要です。

施策の展開

■ 地域特性をいかしたまちづくりの推進

第二京阪道路沿道の小路地区、ふるさとリーサム地区などにおいて、市民と協働して地域特性をいかした計画的なまちづくりを推進します。

■ 長期間未整備の都市計画施設の対応

適正かつ合理的な土地利用を図るため、長期間未整備の都市計画施設（道路、公園など）の在り方について検討するなど、効果的なまちづくりを推進します。



地区計画区域内のまちなみ



みどりの丘さくら公園

重点取組項目

取組名称	取組概要
小路地区のまちづくりの推進	小路地区で設立された土地区画整理組合の支援を行い、土地区画整理事業、地区計画制度の活用など、地域特性をいかしたまちづくりの取組を市民と協働して推進します。
ふるさとリーサム地区のまちづくりの推進	ふるさとリーサム地区で設立されたまちづくり協議会等の支援を行い、狭あい道路の拡幅整備など、地域特性をいかしたまちづくりの取組を市民と協働して推進します。
都市計画公園の再編	都市計画公園については、代替地の確保の可能性及び社会情勢を踏まえた整備の実現性の評価などにより、再編を行います。

市民の役割

- ◆ まちづくりに関心を持ち、地域特性をいかしたまちづくりに参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
地区計画の決定地区数(累計)	箇所	23	29

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「地域の特性をいかした計画的なまちづくりが行われている」と思う市民の割合	19.0%	UP

良好な住宅・住環境を創出する



景観重点地区のまちなみ

現状と課題

「住生活基本法」において、“量”の確保から“質”の向上へ、将来世代へ良質なストックを承継していくことを主眼とした住宅計画への転換が図られてきました。

市民が愛着や誇りを持って住み続けられるよう、快適で魅力のある安全で安心なまちづくりを推進するため、ゆとりのある生活環境を創出するとともに、おもむきのある景観の形成・維持を更に図る必要があります。

ライフスタイルの変化等により、多様化・高度化する市民の住環境ニーズに的確に対応するため、「住宅マスタープラン」に基づく住宅施策を推進するとともに、安全・安心、快適に暮らすことができる住宅・住環境の整備をより一層進めていくことが重要です。

施策の展開

■ 良好な住環境の形成

市民・事業者の理解と協力の下、地域の特性をいかながら、周辺地域と調和のとれた景観の形成を推進するとともに、おもむきのある景観の創出を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

■ 公的住宅等の在り方の検討

市営住宅だけでなく、府営住宅などの公的賃貸住宅、民間の賃貸住宅を含めた住宅施策を見据え、地域のまちづくりと整合性を図った一体的な再編整備を行うことにより、良好な住環境の創出を推進します。

■ 住宅政策の推進

「住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進を図り、誰もが安心して暮らせる魅力ある住まいの実現を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
おもむきのある景観の形成	「景観条例」に基づき、景観計画区域内において景観重点地区の指定や行為についての規制・誘導を行い、本市独自の景観や地域特性に応じたおもむきのある景観を形成します。
市営住宅の再編整備	公的賃貸住宅、民間の賃貸住宅などの一体的な住宅施策を見据え、余剰地の有効活用を図るなど良好な住環境の創出を推進します。
計画的な住宅施策の推進	地域との連携により老朽空き家の解消を図るなど、「住宅マスタープラン」に基づき、計画的な住宅・住環境の整備を推進します。

市民の役割

- ◆ 良好な景観形成に自ら努めるとともに、「景観基本計画」に即した「景観計画」に協力するよう努めます。
- ◆ 所有、管理又は居住する建物の適正な維持管理に努めます。

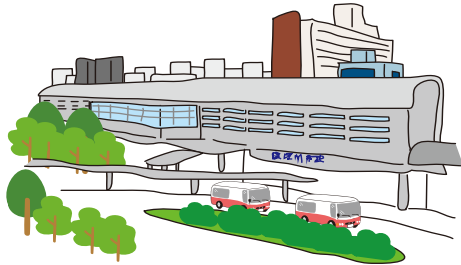
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
景観重点地区の指定箇所数	箇所	11	20

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「快適な生活環境や美しいまちなみが確保されている」と思う市民の割合	27.1%	UP

四駅周辺のまちづくりを推進する



香里園駅東地区第一種市街地再開発事業

現状と課題

寝屋川市駅・香里園駅周辺での市街地再開発事業により、土地の高度利用を促進し、生活、文化、交流などの様々な都市機能を高めるとともに、それぞれの駅周辺の地域特性をいかした特色ある市街地の形成を図ってきました。

これからも持続的に魅力ある都市として発展していくためには、市の玄関口である駅周辺のまちづくりを継続して着実に推進し、利便性、快適性に優れた都市環境を整備することが求められています。

まちの魅力の更なる向上を目指し、地域特性や市民ニーズを踏まえ、それぞれの駅周辺にふさわしいまちづくりを推進するとともに、地域を主体としたまちづくりへの支援を行い、市民と協働してまちづくりを推進していくことが必要です。

施策の展開

■ 連続立体交差事業によるまちづくりの推進

香里園駅周辺における交通渋滞の解消及び市街地の一体化による都市機能の向上並びに高架下の利用による地域活性化のため、京阪本線連続立体交差事業の推進に努めます。

■ 鉄道四駅につながる道路整備やまちづくりの推進

東寝屋川駅前線沿道地区については、土地区画整理事業と街路事業を併用するなど、より効果的な事業実施を目指すとともに、駅につながる都市計画道路については、関係機関と連携を図り、対馬江大和線の整備、萱島堀溝線の整備手法の検討を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
京阪本線連続立体交差事業の推進	事業に係る用地の取得を着実に進めるなど、京阪本線連続立体交差事業を推進します。
東寝屋川駅前線沿道地区まちづくりの推進	東寝屋川駅前線沿道地区については、まちづくり協議会等の支援を行い、土地区画整理事業等の実施に向けた合意形成を図り、沿道市街地と都市計画道路東寝屋川駅前線の一体的な整備を推進します。

市民の役割

- ◆ 地域を主体としたまちづくり活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
京阪本線連続立体交差事業に係る用地取得率	%	1.1	100.0
都市計画道路東寝屋川駅前線事業の進捗率	%	46.2	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「駅周辺が魅力ある空間である」と思う市民の割合	29.3%	UP

安全で安定した上下水道サービスを提供する



水道週間

現状と課題

上下水道の組織統合を契機として、市民サービスの向上と簡素で効率的な事業運営に努めるとともに、経常経費の抑制を図り、財政の健全化による経営基盤の強化を図ってきました。

水道事業においては、水道施設・管路の経年化に伴う更新、耐震化などの施設水準の向上が求められています。配水量が減少傾向にある中、計画的に管路の更新、耐震化事業及び維持管理業務等を推進し、安全で安心な水道水の安定供給を確保していくことが必要です。

下水道事業における公共下水道(汚水)の整備については、概ね完了していますが、今後は、下水道施設の経年化対策、災害時等における機能確保・被害最小化への対策など、“建設・整備”から“維持管理・改築”へ重点を移した計画的な施策の推進が必要です。

施策の展開

■ 経年化施設の更新及び耐震化

経年化した水道管及び送・配水施設の更新と耐震化により水道水の安定供給を推進します。

■ 上下水道施設の適切な維持管理

導水・送配水管、給水管、公共下水道管等のより適切な維持管理の充実を図ります。

■ 水質管理体制の充実

水質検査の実施により、安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、水質管理業務の充実を図ります。

■ 経営基盤の安定

施設の更新、維持管理を着実に進めるため、業務効率化による経費の削減やあらゆる財源の確保など、経営基盤の安定化を図ります。

■ 下水道施設の経年化対策の推進

経年化が進んでいる下水道施設を計画的に改築します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
経年化した水道管の更新及び耐震化	経年化した水道管を耐震管に更新することにより、水道管の耐震化及び災害時の応急給水対策を推進するとともに、民間事業者と災害時における応援協定を交わすなど、緊急復旧体制を構築します。
配水池の耐震化	高宮あさひ丘配水場の耐震化を推進します。
下水道施設の長寿命化	「下水道長寿命化計画」に基づき、下水道施設の改築を行います。

市民の役割

- ◆ 貴重な水を大切に使用し、水源を汚さないよう適正な排水に努めます。

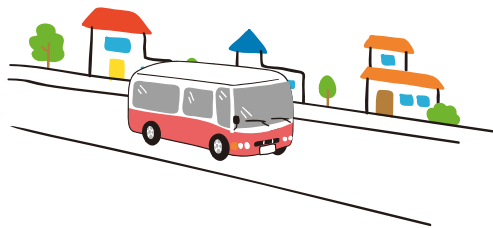
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
更新した水道管の延長合計	m	27,600	49,500
配水池の耐震化率	%	70.6	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「水道水は、安全でおいしい」と思う市民の割合	42.9%	UP

利便性の高い快適なまちをつくる



都市計画道路対馬江大利線(現状)

現状と課題

高齢化が進行する中、買い物等日常生活の利便性を向上させるためには、更なる公共交通機関の充実や快適な道路環境の創出が必要です。

本市では、第二京阪道路のアクセス道路や都市計画道路寝屋川駅前線の整備を進めるとともに、バス路線網の再編等に取り組んできました。

引き続き、対馬江大利線を始めとする都市計画道路を整備するとともに、鉄道駅周辺における放置自転車対策等に取り組まなければなりません。

また、本市における橋梁は昭和50年以前に建設したものが約7割を占めることから、安全性、快適性の確保を図るため、効率的・効果的な修繕等を行う必要があります。

施策の展開

■ 都市計画道路の整備

対馬江大利線の早期完成を目指し、事業を推進します。また、大阪府事業の梅が丘高柳線については、引き続き、大阪府と協力し事業を促進します。

■ 交通環境の整備推進

歩行者等が安全で快適に通行できるよう、橋梁や道路の舗裝修繕工事等を計画的に実施するとともに、引き続き、放置自転車や迷惑駐車対策を推進します。

■ 公共交通等の整備促進

周辺市との広域連携を見据え、タウンくる、路線バス等の運行に係る見直しにより公共交通等の利用促進を図るなど、多様な交通手段による日常生活の利便性の向上を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
都市計画道路対馬江大利線(密集住宅地区区間)の整備	歩行者、自転車等の安全確保と駅へのアクセス性の向上を図るため、京阪寝屋川市駅西側から府道木屋門真線までの区間を整備します。
安全で快適な道路環境の確保	「橋梁長寿命化修繕計画」や「舗装修繕計画」に基づき、計画的に修繕等を行い、快適な道路環境を確保します。
放置自転車等対策の推進	放置自転車等に対する啓発・指導及び撤去活動を行い、公共の場所の良好な空間を確保します。

市民の役割

- ◆ 交通安全に係る出前講座や自転車安全利用講習会への参加に努めます。
- ◆ 駅周辺等に自転車を放置しません。

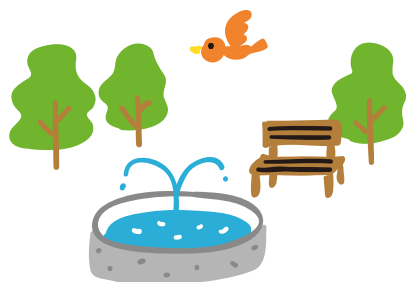
施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
放置自転車の台数(日中)	台	4,527	3,000
都市計画道路対馬江大利線事業(密集住宅地区区間)の進捗率	%	0.0	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「歩行者にやさしい道路整備が進んでいる」と思う市民の割合	16.2%	UP

水とみどり豊かなまちをつくる



寝屋川せせらぎ公園

現状と課題

公園や緑地は、市民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、良好な都市景観の形成、防災機能の向上、ヒートアイランド現象の緩和などにも寄与します。

本市では、寝屋川せせらぎ公園、幸町公園等の親水空間を整備することにより、一級河川寝屋川の再生を図るとともに、市の木である桜の植樹や保全を進めるなど、積極的に緑化を推進してきました。

引き続き、身近にみどりを感じてもらえるよう、水辺環境の保全や緑化の推進など、水とみどり豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

施策の展開

■ みどり豊かなまちの実現

みどり豊かで快適な都市空間を創出するため、公園・緑地の整備を進めるとともに、友呂岐緑地サクラ保全事業及び協働による花いっぱい植栽事業、公共施設植栽事業など彩り豊かな緑化を推進します。

■ 市民が親しめる水辺空間の創出

市民との協働による河川・水路の維持管理や水辺環境の整備を通じて、市民が親しめる水辺空間の創出を図ります。



幸町公園



サクラ保全事業の風景

重点取組項目

取組名称	取組概要
公園・緑地の整備	市民が自然とふれあえる場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所として、都市計画公園等の整備を推進します。
緑化の推進・保全	サクラ保全事業等を推進するほか、緑地、保存樹等を保全するとともに、市民との協働による緑化を推進します。
水辺環境の整備と保全	市民との協働により、河川・水路の水辺環境の整備と保全を進めます。


市民の役割

- ◆ みどりのまちづくり活動などへの参加に努めます。
- ◆ 河川、公園などの公共空間の環境美化に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
公共施設などの植栽本数(累計)	本	446,228	▶ 458,000
水辺の整備・保全活動の参加者数	人	3,903	▶ 4,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「身近に公園・緑地がある」と思う市民の割合	58.8%	▶▶▶  UP

環境に配慮したまちづくりを推進する



美しいまちづくり推進員の駅前啓発活動

現状と課題

地球規模の課題である温暖化問題については、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が進んでいます。

本市では、「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に基づき、「環境基本計画」「地球温暖化対策地域計画」と連動した二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーの導入を市が進めるとともに、「美しいまちづくり条例」に基づき、市民・事業者・行政が協働して環境に配慮したまちづくりを進めています。

地球環境の問題は、市民生活に深刻な影響を及ぼす重要な課題であることから、市民との協働により、全市的に取り組む必要があります。

施策の展開

■ 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制に向け、環境に配慮した暮らしと社会づくりを進めます。

■ 美しいまちづくりの推進

市民との協働により、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを推進します。

■ 公害防止対策の推進

公害を未然に防止するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などについて、法令などに基づき規制・監視・指導を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
温室効果ガスの排出抑制	市役所を始め市域で排出される温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、自治会集会所等への太陽光パネル設置補助など、地球温暖化対策の推進を図ります。
安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりの推進	美しいまちづくり推進員と協働して、環境に関する啓発・指導を実施するなど、美しいまちづくりを推進します。

市民の役割

- ◆ 太陽光などによる再生可能エネルギーの利用に努めます。
- ◆ 日常生活や事業活動での省エネルギー行動に努めます。
- ◆ 自宅周辺や地域における清掃活動に参加します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
公共施設の電力使用によるCO ₂ 排出量(クリーンセンター、緑風園、浄水場を除く。)	t-CO ₂ [※]	6,840	6,430
市のガソリン・ガスなどの燃料使用によるCO ₂ 排出量	t-CO ₂ [※]	3,296	3,098

※ 「t-CO₂」(トンシーオーツー)とは、二酸化炭素の排出量を表す単位となっております。

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「地球温暖化防止に向けた取組の啓発活動など、温暖化対策が適切に行われている」と思う市民の割合	9.3%	UP

ごみの減量・資源化を推進する



地域における資源集団回収活動の様子

現状と課題

限りある資源を有効に利用する資源循環型社会の形成に向け、貴重なエネルギー源の一つとして廃棄物の有効活用などが求められています。

このため、市民一人一人の環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が協働して、地域ぐるみでごみの減量・再資源化を進めるなど、環境にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■ ごみの分別・リサイクルの推進

ごみの発生抑制・減量・再使用・再利用の4原則に沿って、市民・事業者への啓発を行い、意識の向上を図るなど、ごみの分別・リサイクルを推進します。

■ 市民活動への支援

資源集団回収活動の取組など、地域や市民の自発的なリサイクル活動を支援します。



生ごみ水切りの街頭啓発



ごみ減量マイスター養成講座風景

重点取組項目

取組名称	取組概要
ごみの減量・再資源化に関する啓発・市民活動への支援	生ごみの水切り、分別排出等の啓発を進めるとともに、資源集団回収活動など、市民の自発的なリサイクル活動に対して支援します。
事業所ごみの減量、適正処理の啓発・指導	事業所ごみの減量・再資源化の促進を図るため、減量計画書などに基づき、適正処理のための啓発・指導を行います。

市民の役割

- ◆ 再生品の優先した使用、適正な分別排出等、資源を大切にしたライフスタイルの実践に努めます。
- ◆ 自治会、子ども会などが行う資源集団回収への参加に努めます。

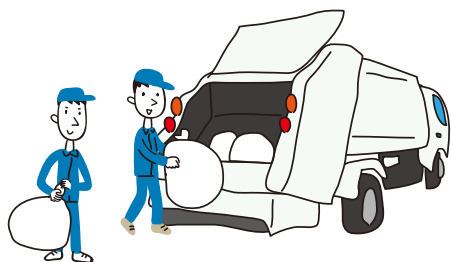
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
市民一人当たりのごみ排出量	g/日	874.5	837.8
リサイクル率	%	21.8	27.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「ごみの減量とリサイクルの取組が進んでいる」と思う市民の割合	49.4%	UP

廃棄物を適正に処理する



新ごみ処理施設のイメージ図

現状と課題

本市のごみ処理施設は適正な運転管理に努めているものの、老朽化が進んでいることから、その安定稼働を行いながら、環境や安全、循環型社会の実現に配慮した新ごみ処理施設の建設を進めます。

一般家庭ごみの収集運搬を効率的かつ安定的に実施することは、生活環境の保全を図る上で重要です。

また、し尿処理については、引き続き、公共下水道への放流を行うとともに、くみ取り世帯や浄化槽世帯に対し、公共下水道への接続を推進する必要があります。

施策の展開

■ 効率的な収集運搬の推進

一般家庭ごみの収集運搬業務の民間委託を進め、より効率的な収集・運搬を実施します。

■ ごみ処理施設の適正管理と建設

現ごみ処理施設を適正に運転管理するとともに、新たなごみ処理施設の建設工事を推進し、安全で安定した施設運営を行います。

■ し尿の処理

なわて水みらいセンターからの下水処理水を継続利用することにより、処理コストの削減を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
新ごみ処理施設の建設及び適正管理	環境負荷が少なく、エネルギーを有効利用し、市民に親しまれる新たなごみ処理施設を建設し、適正な運転管理を行い、安全かつ安定した施設運営を図ります。

市民の役割

- ◆ ごみの減量や分別排出を適切に行います。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
ごみ収集の民間委託率	%	47.7	55.0
熱回収率(ごみ焼却時に発生する熱の利用)	%	0.5	50.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「ごみ収集及び処理が効率的かつ適正に行われている」と思う市民の割合	56.2%	UP



ごみ処理の風景(中央操作室)



クリーンセンターの外観

地域産業の活性化を推進する



ワガヤネヤガワ・ベンチャービジネスコンテスト

現状と課題

人口構造の変化に伴う後継者不足、流通のグローバル化による国内外の競争の激化などにより、中小商工業者・農業従事者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域経済に影を落としています。

このような中、市域の商業、工業、農業の産業間での連携を強化し、その相乗効果を地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市では、「産業振興条例」に基づき、商・工・農の活性化を図り、産業振興を進めています。

中小商工業者の活力向上や農業の再生による本市の地域経済の発展を図るため、商・工・農の連携、協働を推進する必要があります。

施策の展開

■ 地域性のある独自の商品開発などの推進

寝屋川産品の創製、ユニークなビジネスモデルの開発、人材育成などを目的にしたベンチャービジネスコンテスト等を活用し、地域性のある商品開発などを推進します。

■ 商・工・農の各分野の連携・協働の推進

産業振興のための連絡調整会議、商・農連携を目指す“野菜の見本市”、分野・異業種連携のビジネスプランの提案を求めるベンチャービジネスコンテスト協働部門など、異分野、異業種が継続的に交流できる場をつくります。

■ 新たな産業活性化事業の推進

商・工・農の連携、協働を念頭に、事業者・産業経済団体の視点で寝屋川産品の開発・販路開拓や商業イベントの企画・実施等を促進するなど、地域産業の活性化を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
産・学・公の交流連携の推進	市内企業間の交流や情報交換、新製品・新技術の研究開発を支援するとともに、ベンチャービジネスコンテストの開催など、産・学・公の交流をより進めます。
地域産業の連携、協働の支援	六次産業化など、商・工・農の連携、協働を支援します。
産業振興センターの機能強化	経営支援相談や情報提供、情報化支援、産学連携への支援、後継者・起業家育成を始めとする各種セミナーの開催などを通じて、工業の活性化に向けた取組を推進します。

市民の役割

- ◆ 地産地消、市域内消費の拡大に協力します。
- ◆ 産業経済団体又は市が行う産業の振興に関する施策・事業に協力します。
- ◆ 事業者は、地域性のある商品等を活用した魅力ある商品開発・販路開拓に取り組みます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
ベンチャービジネスコンテスト応募件数	件	130	200
産業振興のための意見交換会の開催回数	回	2	5

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「寝屋川市の商・工・農は、近隣市と比べて活気がある」と感じる市民の割合	10.8%	UP

商業の振興を図る



商品券等発行事業支援

現状と課題

商業は、地域住民に豊かな消費生活の提供を通じて、暮らしの向上を支援する重要な役割を担っています。

その中心を担う商店街等は、暮らしを支える生活基盤、消費の場だけでなく、多様なコミュニティ機能を担っており、市民が安全・安心に生活できる環境の維持に大きく貢献しています。

市内商業が活性化していくためにも、商業者と行政が知恵を出し合い、連携、協働し、地域に密着した特徴ある取組を進めるとともに、各種支援制度を積極的に活用するなど、にぎわいあるまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■ 消費者ニーズに対応した商店街等の活性化促進

街路灯、アーケード及び駐車場の施設整備・改修など、地域に密着した魅力ある商店街づくりを支援します。

■ 新しい商業活動への支援

様々な媒体を利用した情報の提供・啓発や新たな商業活動への支援を通じ、商店街等の活性化を図ります。

■ 高齢化に対応した商店街づくりの促進

高齢化に対応できる施設整備や多様な販売方法に加え、地域の安全・安心に寄与する機能の強化などを支援します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
魅力ある商店街づくりの推進	高齢化に対応できる安全・安心にも配慮した商業施設などの整備を支援し、魅力ある商店街づくりを推進します。
商業活性化総合支援事業の推進	コミュニティ機能の充実、商店街等の魅力アップ等につながる事業や、個性的・機能的な業種構成を促進するため、空き店舗などを活用する取組を推進します。
消費拡大や消費意欲の向上	地域の商業活性化を図るため、プレミアム付商品券等発行事業や特産品の創製事業について支援を行います。

市民の役割

- ◆ 地域の商店街等に関心を持ち、積極的な利用に努めます。

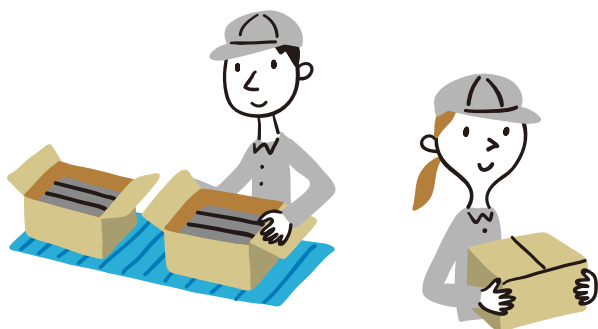
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
商店街等の活性化事業への申請件数	件	13	25
商店街等の空き店舗件数	件	73	50

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「市内で買い物がしやすい」と思う市民の割合	62.1%	UP

工業の振興を図る



寝屋川市モノづくり企業総合展

現状と課題

国では、経済対策を始め、中小企業の設備投資を促進する施策を積極的に実施されており、我が国のものづくり中小企業の競争力強化が図られているところです。

このような中、本市では、工業の振興・活性化を図るため、モノづくり元気企業の認定や中小企業経営・技術支援事業、経営支援アドバイザーによる支援等を行っています。

今後も、社会経済情勢や地域ニーズの変化を的確に捉え、市内中小企業への支援施策を展開する必要があります。

施策の展開

■ 中小企業への支援

中小企業の技術力・競争力・販売力の強化、人材・後継者育成、経営の高度化などを支援し、市内工業の活性化を図ります。

■ 競争資金獲得の支援

国等の中小企業向け開発研究や技術革新のための補助制度の活用による資金等の獲得ができるよう、経営支援アドバイザーによる支援をより強化し、市内ものづくり企業等の活性化を図ります。



市内の工場



産業振興センター(にぎわい創造館)

重点取組項目

取組名称	取組概要
経営の活性化、技術力の強化への支援	経営・技術支援、人材育成事業などの各種支援制度の充実、市内中小企業展の開催などを行います。
産学連携、企業間交流の推進	市内企業、大学等の共同研究等の連携事業や市内企業間の交流事業を支援します。

市民の役割

- ◆ 工業は、我が国の技術力の発展や輸出力向上に寄与しているとともに、環境問題解決など市民生活にも重要な役割を果たしていることについて理解をより深めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
経営支援の相談件数(製造業)	件	478	650
中小企業経営・技術支援事業の申請企業数	件	29	45

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「産業振興センター(にぎわい創造館)を知っている」市民の割合	26.1%	UP

農業の振興を図る



朝市

現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足による離農、農地の遊休化など、本市の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、相続等により非農家の農地取得から宅地等へ転用されるなど、農地は減少傾向にあることから、まちづくりと一体的に農地保全を図ることが求められております。

都市化が進む中、農地は、作物の生産だけでなく、景観、保水など多面的な機能を有しています。

今後も、効率的かつ効果的に農地の保全と都市農業の振興を図り、“農あるまちづくり”を進めていく必要があります。

施策の展開

■ 農地の保全

効率的かつ効果的に農地の保全に努めるとともに、遊休農地の活用を促進します。

■ 地産地消の推進

安全で新鮮な地元農産物を供給し、市域において生産と消費が連携した地産地消、旬産旬消の取組を推進します。

■ 都市農業の振興

レンゲ開放農地や防災協力農地の推進など、農地の持つ多面的機能をいかすとともに、農業振興団体との連携、農作物の生産支援などを通じて、農業の経営安定を図り、農業の活性化を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地元農産物の消費拡大	新鮮で安全な地元農産物の消費拡大に向けた取組を推進します。
貸農園の推進	“農”と接することにより、市民に農産物を生産する喜びを感じてもらうため、遊休農地を貸農園などに活用していきます。
レンゲ開放農地等の推進	レンゲ等の植栽による農地一般開放に加え、災害時における防災協力農地登録の促進などを通じ、“農あるまちづくり”を推進します。

市民の役割

- ◆ 農業への理解をより深め、市域における農産物の積極的な消費に関心をもちます。

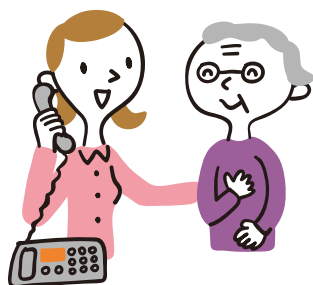
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
地元農産物の消費量	kg	43,985	73,600
貸農園の区画面積	m ²	1,023	4,620

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「市内で生産した農作物を購入したい」と思う市民の割合	57.3%	UP

消費者保護を推進する



消費生活センターの外観

現状と課題

高齢化、情報化などが進行する中、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴い、消費者被害の内容も、消費者の安全・安心を脅かすような諸問題の発生、多大な財産被害を与える詐欺的悪質商法の横行など、多様化・複雑化しています。

そのような中、様々な環境の変化に対応するため、消費者庁や大阪府を始め、その他関係機関と密接に連携するなど、相談体制の充実を図ってきました。

今後も、消費生活センターの運営体制を充実するとともに、消費者問題に関する迅速な情報収集・提供などを通じ、消費者が正しい知識を持って自立的な消費行動が行えるよう啓発活動を進める必要があります。

施策の展開

■ 消費者教育の推進

関係機関との情報交換を行うなど、迅速な情報収集・提供を通じ、消費者問題に関する啓発活動を行うとともに、消費者教育を推進し、正しい知識を持った自立的な消費行動の普及を目指します。

■ 消費生活相談の強化

多様化・複雑化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できるよう、消費者庁・大阪府を始め、その他関係機関との連携をより強化するとともに、消費生活相談員による相談業務の一層の充実を図ります。



消費生活相談ブース



消費生活講座

重点取組項目

取組名称	取組概要
消費者への情報提供・啓発	市広報紙、市ホームページにおける情報内容の充実や消費生活講座、出前講座等での積極的な情報提供を通じ、正しい知識と自立的な消費行動について啓発します。
消費生活相談の推進	パイオネット(全国消費生活情報ネットワーク・システム)を有効に活用し、迅速かつ的確な消費生活相談を実施します。

市民の役割

- ◆ 消費生活に関する情報収集を行うとともに、知識の習得に努めます。
- ◆ 正しい知識を持った自立的な消費行動を行います。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
消費生活講座などへの参加者数	人	986	1,200
消費生活相談の処理率	%	97.9	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「消費生活センターからの情報が役に立っている」と思う市民の割合	13.2%	UP

市域の労働力の活用を推進する



三市合同就職面接会

現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少する中、社会の担い手となる若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会と、高齢者が培った能力や経験をいかし、生涯現役で活躍し続けられる社会等の実現が必要です。

本市では、市民が身近な地域で就労相談を受けられるよう地域就労支援センターを設置し、日常的に就労支援等を行っています。

今後も、関係機関との連携の下、雇用・就労施策の充実を図る必要があります。

施策の展開

■ 雇用・就労機会の確保・促進

関係機関と連携し、雇用・就労機会の確保・促進を図るとともに、大規模商業施設の出店等の機会にあっては、市民の雇用確保・推進に向け、当該事業者等に積極的な働きかけを行います。



1日ハローワークの様子



就労支援相談の風景

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域就労支援事業の推進	地域就労支援センターでの就労相談や情報提供を始め、職業能力開発事業、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同就職面接会等の開催を通じて、雇用・就労機会の拡大、創出を図ります。
自立支援のための職業紹介事業の推進	生活保護受給者に加え、生活困窮者、ひとり親世帯の求職者に対し、無料職業紹介を通じて、登録企業に就職をあっせんします。

市民の役割

- ◆ 事業者は、雇用・就労機会の拡大、創出に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
地域就労支援センターへの相談から就労に結びついた件数	件	19	43
三市合同就職面接会の採用者数	人	4	34

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「きめ細やかな就労支援サービスが提供されている」と思う市民の割合	7.4%	UP

コミュニティの活性化と協働を推進する



地域協働協議会の活動風景

現状と課題

人口減少、少子高齢化、核家族化などが進行し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、魅力と活力ある地域社会を構築していくためには、市民・地域・団体・事業者の力を結集し、その力を発揮し合いながら、まちづくりを進めていくことが重要です。

本市では、「みんなのまち基本条例」に基づき、市民と行政が信頼関係を深めながら、協働によるまちづくりを推進しています。

今後、市民が主役のまちづくりを進めていくためには、地域の力を結集し、自らの力で地域の課題を解決する地域協働の取組を一層推進することが必要です。

施策の展開

■ 市民による公益活動の促進

市民による公益活動を促進するため、多様な団体等の活動を支援します。

■ 地域協働による地域課題解決の支援

地域のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを進めるため、地域住民が自発的に地域課題を発見・共有し、地域の力で課題を解決するため、様々な支援を行い、地域協働を効果的に推進します。



みんなのまち基本条例のパンフレット等



市民活動センター登録団体交流会

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域協働の推進	地域の課題を地域で解決する地域協働協議会の取組を支援するとともに、地域担当職員の能力向上を図ります。
「みんなのまち基本条例」の周知・啓発	“市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組む”とする条例の基本理念についての周知、啓発等に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 「みんなのまち基本条例」制定の意義やその趣旨について理解し、地域活動や地域のまちづくりに参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
地域協働協議会の活動回数	回	552	1,400
地域協働協議会が行う活動・事業への延べ参加者数	人	—	23,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「自治会や小学校区での地域活動が盛んである」と思う市民の割合	45.1%	UP

情報発信を充実する



現状と課題

市ホームページ、フェイスブック

市民の市政への参画や協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民が必要とする情報を分かりやすく提供し、情報の共有を図ることが重要です。

そのため、市民が容易に情報を入手することができる環境整備が不可欠であり、これまでの紙媒体やホームページに加え、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマートフォンのアプリケーション等も活用するなど、時代に即した多様できめ細かな情報発信が求められております。

引き続き、情報提供と情報公開の充実を図り、行政の説明責任を果たすとともに、社会保障・税番号制度に対応した個人情報の保護を推進していく必要があります。

施策の展開

■ 情報発信機能の充実

スマートフォンに代表される小型端末に対応した情報コンテンツを充実させるとともに、SNSを利用した双方向性のある情報発信を推進するなど、情報提供方法の多様化を図ります。

■ 情報提供・情報公開の推進

情報提供と情報公開の充実を図り、社会保障・税番号制度への対応を行いながら、引き続き、厳格な個人情報の取扱いに努めます。



市広報紙リニューアル後(イメージ)



スマートフォンアプリ

重点取組項目

取組名称	取組概要
「広報ねやがわ」などの発行	広報ねやがわ、広報特集号、マップねやがわ、点字広報、声の広報を通じ、市民生活に密着した情報を発信します。
映像による情報発信	ビデオ広報や市ホームページでの動画配信について、SNS等を活用することにより、視覚的な市政情報を充実します。


市民の役割

- ◆ 市政情報を活用するとともに、地域の情報を発信するなど、積極的に市政へ参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
市ホームページの平均アクセス数	件/月	82,522	▶ 110,600

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「広報紙を毎号読んでいる」市民の割合	48.6%	▶▶▶  UP

市民ニーズを把握する



広聴ボックス

現状と課題

価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民が行政に求める役割も多様化しています。このような中、市民の満足度を高め、協働のまちづくりを進めていくためには、市民ニーズを的確に把握することが重要です。

また、市民が主役のまちづくりを更に推進するため、市民からの意見・提案を活用し、市政運営に反映していく必要があります。

施策の展開

■ 市民意識・ニーズの把握

市民ニーズを的確に把握するため、市ホームページの活用、市民意識調査の定期的な実施など、広聴活動の一層の充実を図ります。

また、更なる市民満足度の向上のため、市民からの意見・提案の活用に取り組みます。

■ 各種相談事業の推進

法律相談など各種相談事業を推進することにより、市民の日常生活における不安や悩みの解消を図ります。



市ホームページ問い合わせフォーム



市民意識調査調査票及び報告書

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

大綱8

重点取組項目

取組名称	取組概要
市民意識調査の実施	市民ニーズや施策の進捗状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施します。
市民の意見・提案の把握と活用	市民からの意見や提案内容を正確に把握し、その活用を進めます。
市民相談事業の実施	市民生活に適応した、満足度の高い市民相談事業を実施します。


市民の役割

- ◆ 市民意識調査などの各種アンケート調査に協力します。
- ◆ 市政に関心を持ち、積極的に意見・提案します。

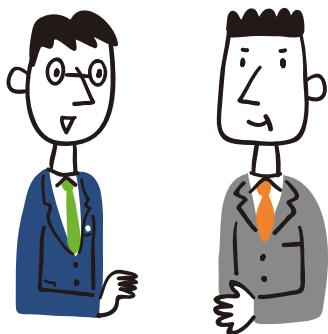
施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
市民意識調査の回収率	%	54.1	▶ 65.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「市政に市民の声が届いている」と思う市民の割合	11.2%	▶▶▶  UP

健全な財政運営を行う



保険事業室窓口風景

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行する中、依然として厳しい財政状況が続いており、更なる健全な財政運営が求められています。

本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題への確に対応するとともに、将来にわたって安定的な行政サービスを提供できる財政基盤を堅持していくため、行財政改革の推進はもちろんのこと、経常経費の抑制や市税等の徴収率向上に向けた取組の強化を実施することなどにより、健全な財政運営に努めています。

今後も、自主財源の確保に向けた取組強化、経常経費のより一層の抑制など、更なる財政の健全化に取り組み、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要があります。

施策の展開

■ 将来にわたる持続可能な財政運営

経営感覚とコスト意識を持って、あらゆる財源の確保と徹底した経費節減に努め、歳入・歳出の両面から財政構造の改善を図るとともに、後年度負担の軽減、自主財源の確保など、将来を見据えた財政運営を進め、財政基盤の強化を図ります。

■ 徴収率等の向上

負担の公平性及び安定的な財源の確保のため、適正な賦課・徴収を実施するとともに、市税の徴収率、国民健康保険料・介護保険料などの収納率の更なる向上に向けた取組を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
計画的な財政運営	経営的視点に立ち、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応した予算編成を行うとともに、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくため、中長期的な視点から持続可能な財政運営を進めます。
歳入の確保	あらゆる財源の確保と活用を図るとともに、市税等の徴収率等の向上に向けた取組強化を実施し、自主財源の確保を図ります。

市民の役割

- ◆ 市の財政状況に関心を持ち、その状況の把握に努めます。
- ◆ 納税者である意識を常に持ち、税金の使い方に関心を持ちます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
経常収支比率	%	93.1	95.8 [※]
市税の徴収率	%	91.9	95.0

※ 少子高齢化の進行等による社会保障関連経費の増加により、上昇が見込まれますが、引き続き府内都市平均以下の確保を目標とします(平成26年度 96.0%)。

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「健全な財政運営が行われている」と思う市民の割合	19.6%	UP

効率的な行政運営を行う



寝屋川市役所庁舎外観

現状と課題

住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く実施する市の役割は、地方分権改革の進展によってますます広がり、自らの判断と責任で、複雑・多様・高度化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくことが求められています。

地域の実情や時代の要請に即したサービスを限られた財源と人材を有効に活用して提供するため、職員数の適正化、簡素で効率的な組織づくり、事務事業の改善やアウトソーシングの推進、公共施設等の整備・再編など、不断に行財政改革に取り組むとともに、国の地方分権改革等に的確に対応していく必要があります。

施策の展開

■ 効率的なマネジメントシステムの推進

行財政改革による簡素で効率的な行財政システムの構築を図るとともに、PDCAサイクルによる行政評価を行い、効率的・効果的な行政運営を進めます。

■ 機動的・効率的な組織体制の整備

市民ニーズや新たな行政課題に迅速・柔軟・的確に対応できる、簡素で効率的な組織づくりに努めます。

■ 職員の適正配置と資質の向上

職員一人一人の意欲・能力を引き出す職場環境の整備と組織力の向上を図るため、人事評価制度を始めとする人事制度を総合的・一体的に活用して、職員の適正配置と人材育成に取り組みます。

■ 自立した行政運営の推進

地方自治制度の見直し、大阪府等が進める権限移譲などに積極的に対応し、自立した行政運営を進めます。

■ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

「公共施設等総合管理計画」を策定・推進することにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置も含め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
行財政改革の推進	「改革・改善アクションプラン」などを推進し、より一層の行財政改革に取り組みます。
職員数の適正化	行政課題に的確に対応するとともに、“スリムな市役所で最大の市民サービス”を実現するため、職員の定員適正化・適正配置を推進します。

市民の役割

- ◆ 市の施策・事業など、市政運営の状況に関心を持ちます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
第五次総合計画の施策指標 (めざそう値)の達成率	%	32.8	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「行財政改革が進んでいる」と思う市民の割合	14.9%	UP



保健福祉センター外観

市民サービスを充実する



市民課窓口風景

現状と課題

多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、より一層、職員一人一人の能力と接遇の質の向上が求められるとともに、ワンストップサービスの拡充、シティ・ステーション業務の充実等を図る必要があります。

本市では、シティ・ステーションや図書館を始めとする公共施設のフルオープン化や、証明書発行、納税相談等を休日や夜間に実施するなど、市民サービスの向上を図ってきました。

今後も、より効率的で効果的な窓口サービスを提供するなど、市民の視点に立ち、市民サービスの充実を図る必要があります。

施策の展開

■ 市民サービスの向上と効率化

窓口手続のオンライン利用などを促進し、市民サービスの向上と業務の効率化を進めます。また、社会保障・税番号制度の活用により更にワンストップサービスの拡充に努めます。

■ サービス機能の充実

身近に利用できるシティ・ステーション等の住民業務拠点の機能を充実するなど、より一層、市民の利便性の向上に努めます。

■ 施設整備による機能の充実

老朽化している火葬炉等を再整備し、斎場施設を充実することにより、市民サービスの更なる向上を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
社会保障・税番号制度の活用	個人番号・個人番号カードを活用し、更なる市民サービスの向上を図ります。
シティ・ステーション業務の充実	市民の利便性の向上を図るため、シティ・ステーションにおける取扱業務を充実します。
斎場施設の充実	斎場施設の維持管理を行うとともに、老朽化した火葬炉の入替えなど、年次的に設備の再整備を行い、機能の充実を図ります。

市民の役割

- ◆ 社会保障・税番号制度の理解を進め、個人番号カードによる行政サービスなどを積極的に利用します。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
個人番号カードの累積発行枚数	枚	—	40,000
シティ・ステーションの窓口受付件数	件	222,720	240,000

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「市役所やシティ・ステーションでの窓口対応に満足した」市民の割合	47.8%	UP

財政収支計画

財政収支計画

本市の財政状況は、扶助費などの社会保障関連経費が増加する中、行財政改革を着実に推進するとともに、定員適正化計画に基づく人件費の削減を始め、徹底した経費の節減やあらゆる財源の確保に努めてきた結果、平成26年度においても引き続き黒字となり、実質収支、単年度収支のいずれも11年連続の黒字を確保することができたところです。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、府内都市平均を下回っているものの、平成26年度決算において93.1パーセントと依然として硬直化している状況となっております。また、国の「経済財政運営と改革の基本方針」においては、国庫支出金等の見直しや、無駄を排除した厳しい優先順位付けを行うとされていることに加え、人口減少や少子高齢化の進行に伴う、市税収入の減少や社会保障関連経費の増加が懸念されるなど、今後、更に厳しい財政運営を強いられることが想定されます。

このような状況の中、次代につなげる諸施策の着実な推進及びまちの活力の維持・向上を目指し、健全な財政運営の指標として、平成28年度から平成32年度を計画期間とする財政収支計画を策定しました。

この計画は、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の着実な施策展開に向け、本市財政の全体的な枠組みを示すものとなります。

① 目的

現在及び将来における課題等を把握するとともに、第五次総合計画後期基本計画の着実な推進に向け、計画的かつ健全な財政運営に努めることで、将来にわたり持続可能な財政の確立を目指します。

② 期間及び会計単位

- ア 計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
- イ 会計単位は、普通会計とします。

③ 目標

- ア 実質収支の黒字を確保します。
- イ 経常収支比率は、府内都市平均以下の水準を確保します。
- ウ 実質公債費比率及び将来負担比率の更なる改善を図ります。
- エ 後年度負担の軽減を図るため、地方債の発行を必要最小限に抑制します。

④ 策定の基本的な考え方

第五次総合計画後期基本計画との整合を図るとともに、現行の行財政制度を基本とし、社会経済情勢の動向などを勘案し策定しています。

⑤ 歳入の内容(推計方法等)

ア 市税

過去の増減率等を基本に、税制改正等を勘案しました。

イ 地方交付税

総務省の概算要求や地方消費税交付金の増による影響等を勘案しました。

ウ 地方消費税交付金

平成29年度以降の消費税率を10パーセントとし、段階的な増加を見込みました。

エ 国庫支出金

性質別経費充当財源に区分し、過去の増減率等を基本に特殊要因を加味しました。

オ 地方債

地方債の発行を必要最小限に抑制し、後年度負担の軽減を図ることを基本として、普通建設事業債については、各年度の投資的経費と連動し、設定しました。

臨時財政対策債については、計画期間中の発行を見込み、地方消費税交付金の増による影響等を勘案しました。

カ その他

府支出金については、性質別経費充当財源に区分し、過去の増減率等を基本に特殊要因を加味しました。

繰入金については、安全・安心なまちづくり対策基金及び公共公益施設整備基金等の活用を見込みました。

使用料、手数料、負担金等については、過去の増減率等を基本としました。

⑥ 歳出の内容(推計方法等)

ア 人件費

計画期間中は現職員数を維持することと仮定し、設定しました。

イ 扶助費

過去の増減率等を基本としました。

ウ 公債費

既発行債に係る元利償還金に加え、各年度の新規発行債の利率を2パーセントで設定しました。

エ 繰出金

過去の増減率等を基本に、現行基準により設定しました。

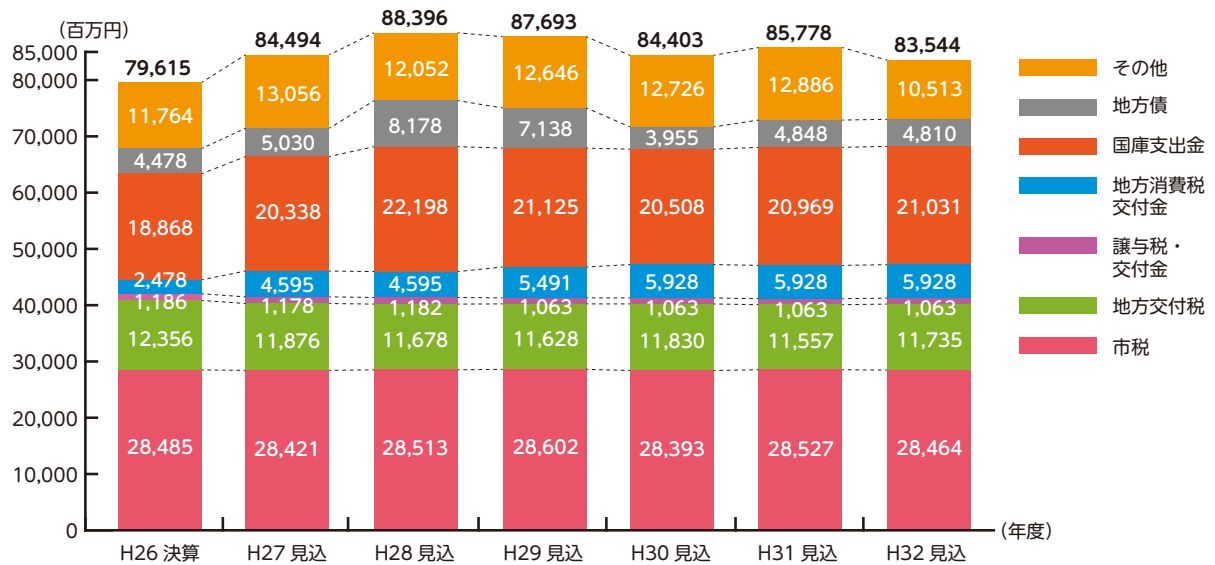
オ 投資的経費

第五次総合計画後期基本計画との整合を図るとともに、臨時的要因等を加味しました。

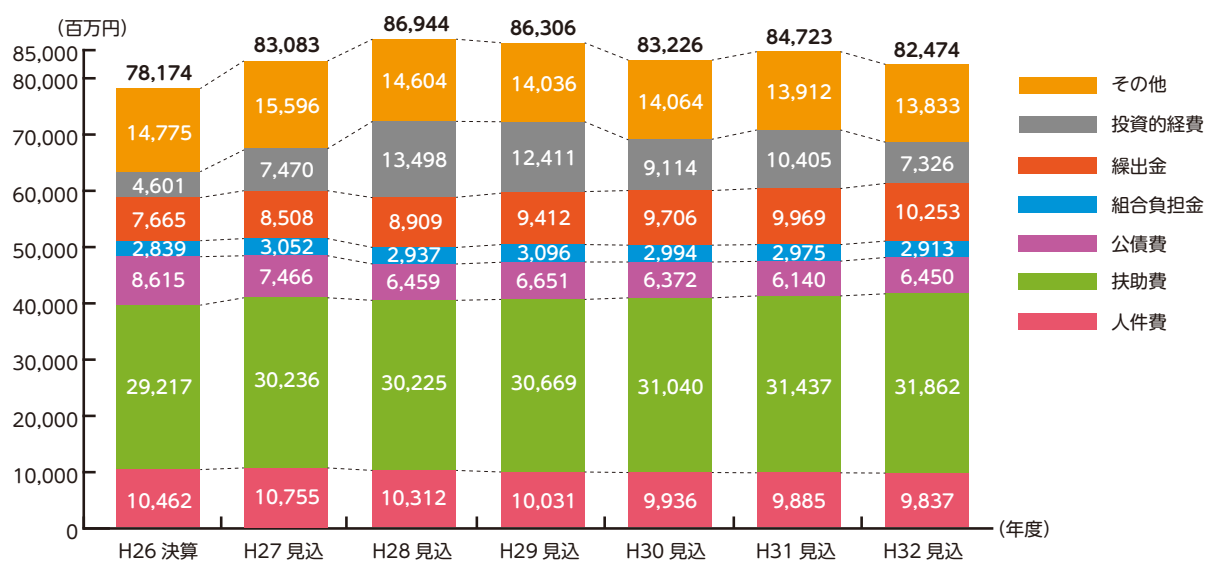
カ その他(物件費、補助費等)

過去の増減率等を基本としました。

■ 歳入の推移



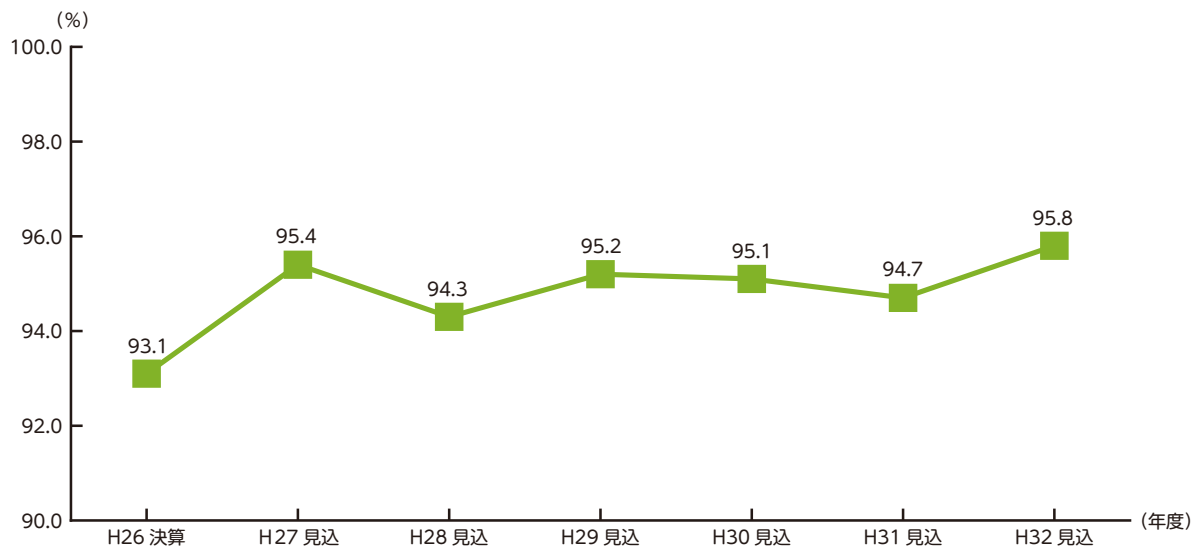
■ 歳出の推移



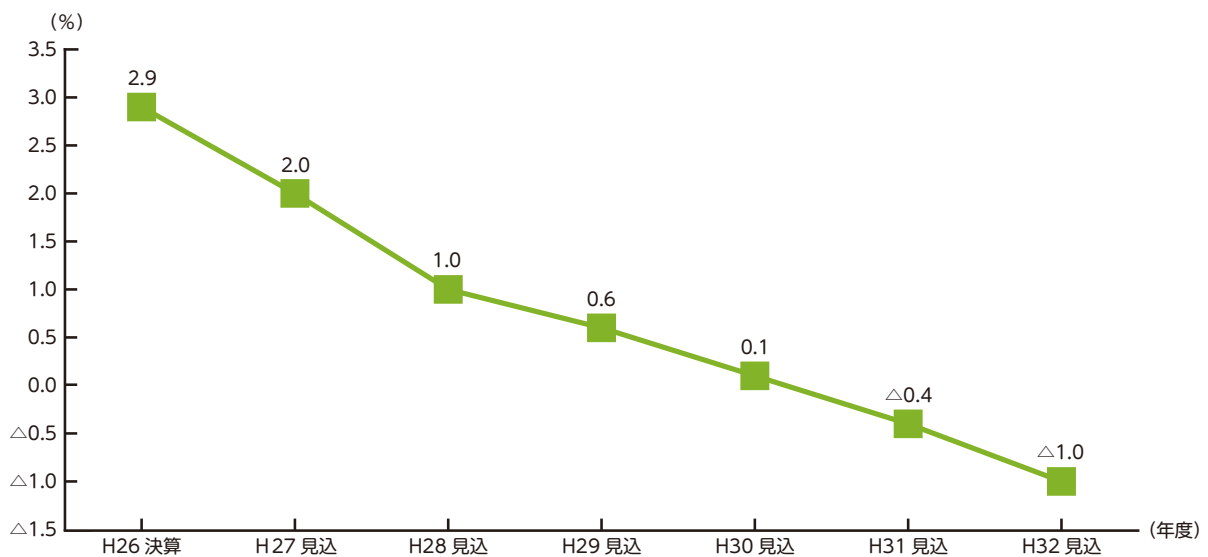
■ 実質収支と単年度収支の推移



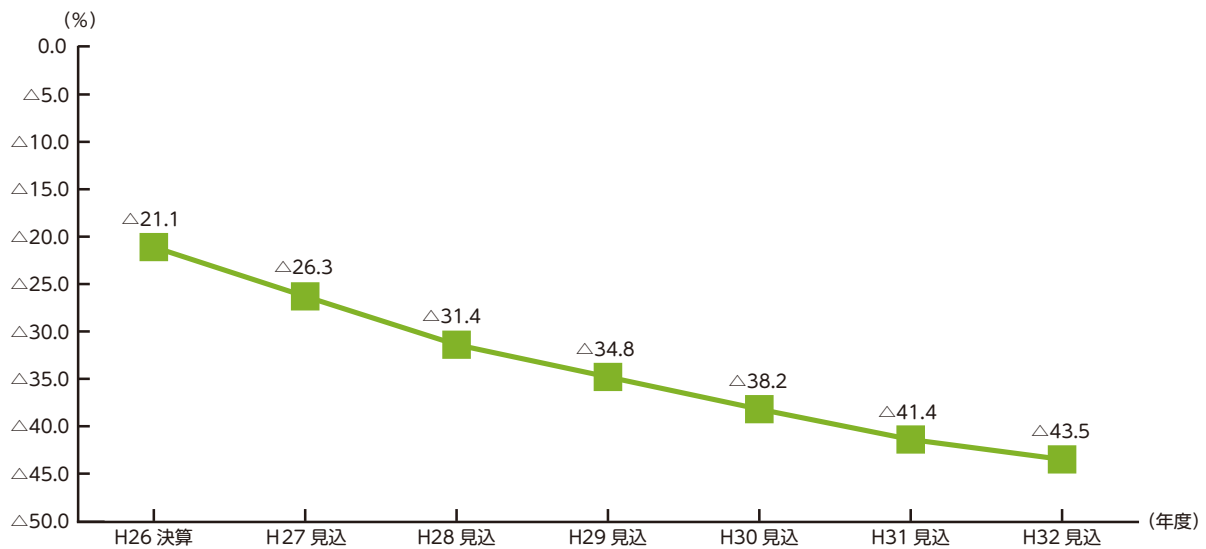
■ 経常収支比率の状況



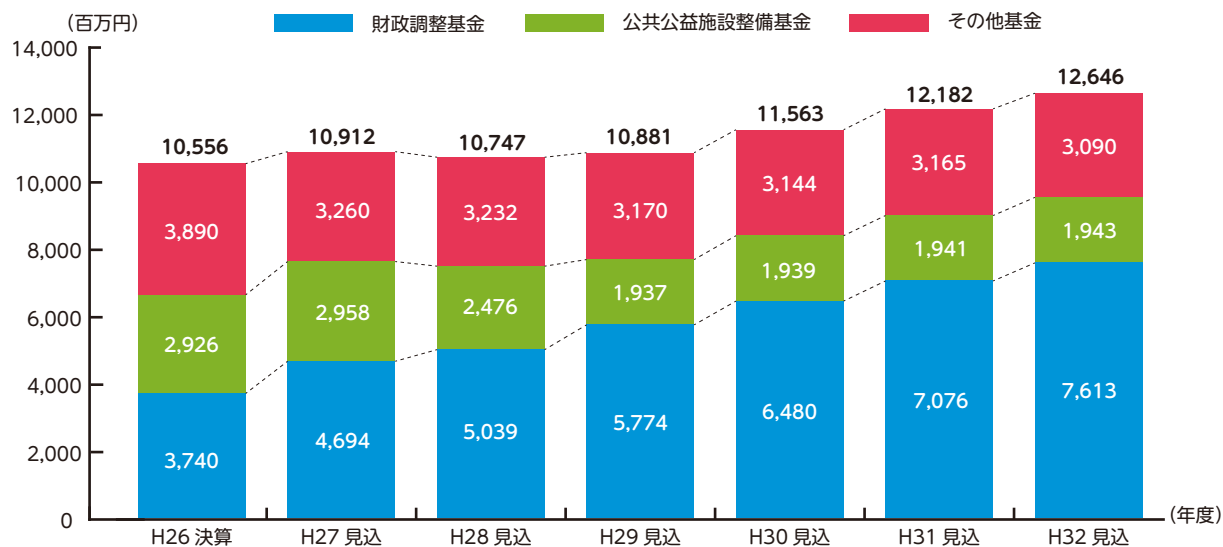
■ 実質公債費比率の状況



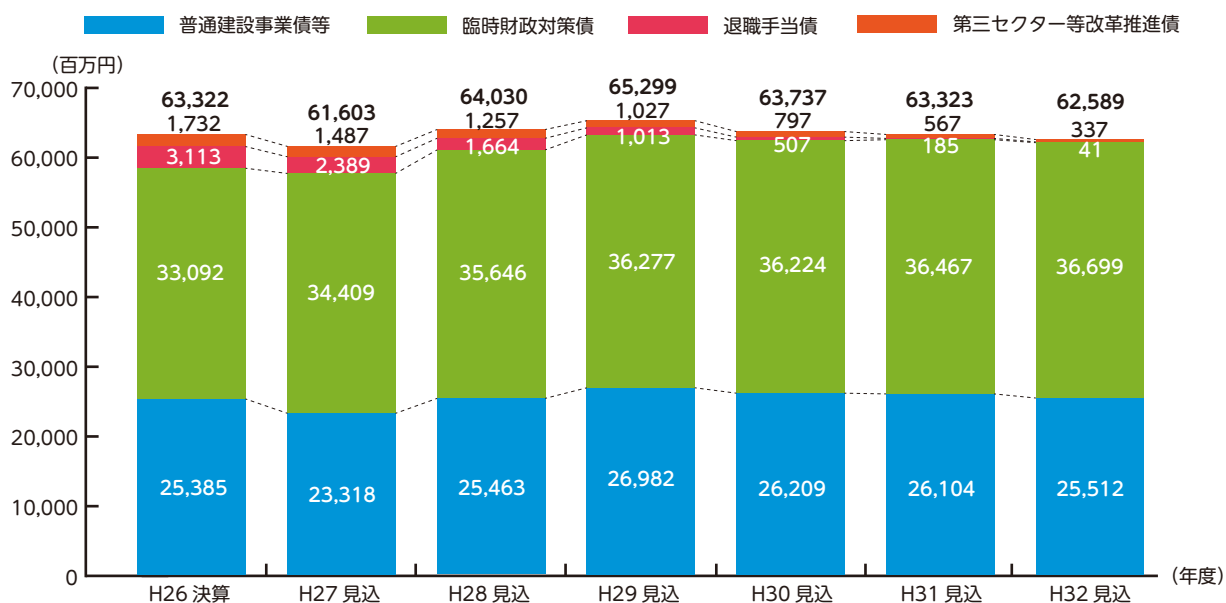
■ 将来負担比率の状況



■ 基金残高の状況



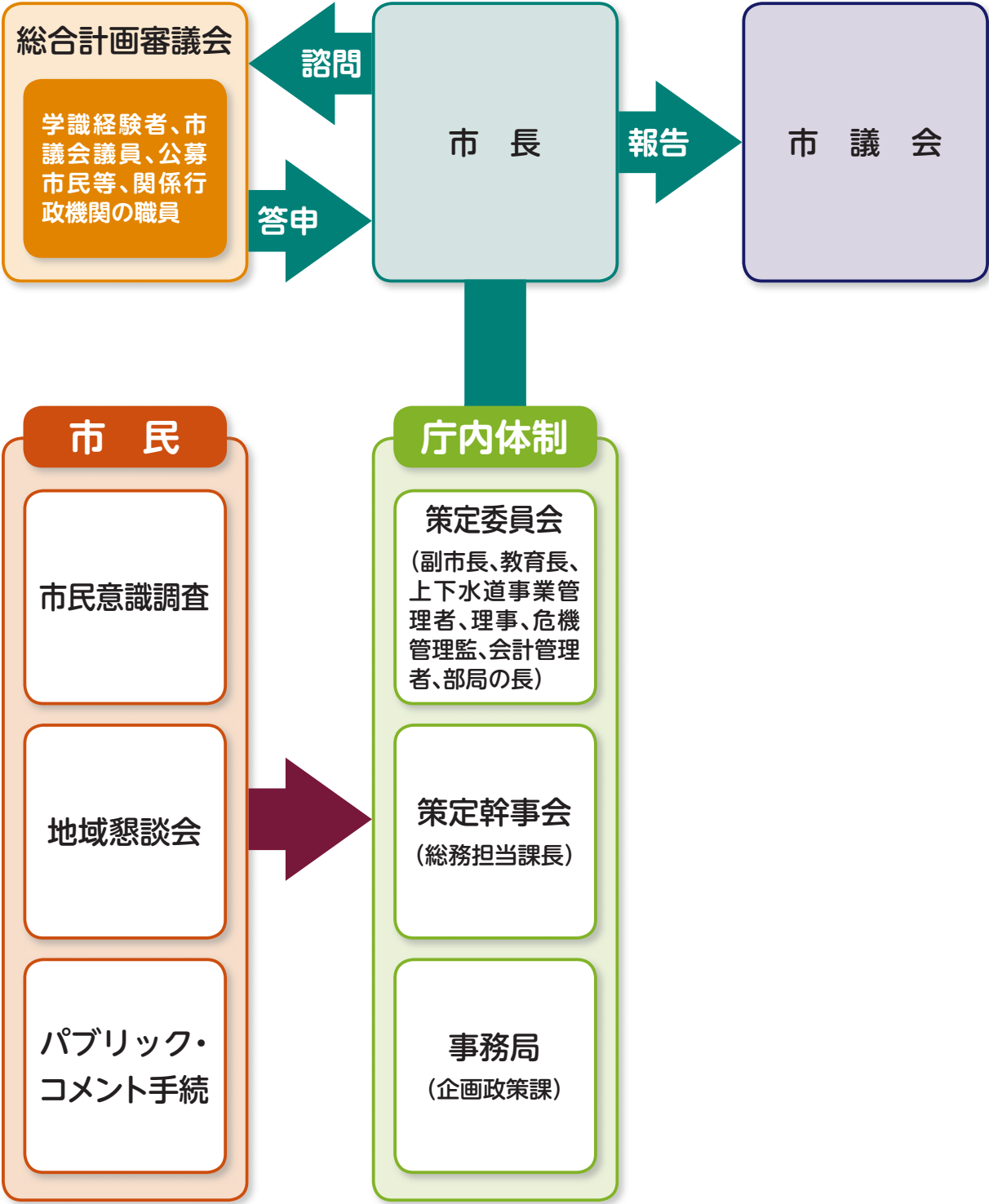
■ 地方債残高の状況



資料

1	後期基本計画策定体制図	96
2	寝屋川市総合計画に関する規程	97
3	後期基本計画策定経過	99
4	市民参画の概要	100
5	総合計画審議会	101
	開催経過	101
	諮問書及び中間答申書	102
	最終答申書	103
	委員名簿	105
	寝屋川市総合計画審議会規則	106
6	地域懇談会	107
	開催経過	107
7	寝屋川市みんなのまち基本条例	108
8	主な個別計画一覧	111
9	用語解説	112

1 後期基本計画策定体制図



2 寝屋川市総合計画に関する規程

昭和63年6月24日
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寝屋川市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 寝屋川市の将来の健全な発展を図るために策定する市政の総合的かつ長期的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実行シートからなるものをいう。
- (2) 基本構想 寝屋川市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて実施していく各部門にわたる施策を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実行シート 基本計画に基づいて実施していく具体的な事務事業を明らかにするものをいう。
- (5) 部局 寝屋川市事務分掌条例(平成12年寝屋川市条例第1号)第1条に規定する内部組織、寝屋川市議会事務局設置条例(昭和58年寝屋川市条例第17号)に規定する寝屋川市議会事務局、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則(昭和50年寝屋川市教委規則第7号)第2条第1項に規定する部及び寝屋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第39号)第5条第2項に規定する上下水道局をいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合計画(実行シートを除く。次条、第8条第1項及び第11条において同じ。)の試案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画の試案策定についての企画、指導及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の試案策定に関し必要な事務

(委員)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 理事
- (5) 危機管理監
- (6) 会計管理者
- (7) 部局の長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名する職員

2 委員の任期は、前項各号に掲げる職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、総合計画に関する事務を分担する副市長とし、副委員長は、当該副市長に事故があるときに当該副市長が分担する事務を処理することとなつている副市長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要があると認めるときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定幹事会)

第8条 委員会に、総合計画の素案の策定を行わせるため、総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会の構成員は、総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課における室長又は課長(以下「総合計画担当課長」という。)及び部局の庶務を担当する課等の所属長又は当該所属長が指名する課長がなるものとする。

- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指名する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わつて構成員となる。
- 4 幹事会に座長を置き、総合計画担当課長がなるものとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する職員が代わつて座長となるものとする。
- 6 幹事会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、幹事会において策定した総合計画の素案を委員長に報告しなければならない。
(ワーキンググループ)
- 第9条 委員会が特に必要があると認めるときは、別にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、前条第2項の幹事会の構成員がその所属する部局に属する職員のうちから指名する研究員をもつて組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、研究員の互選により定める。
- 4 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集することができる。
(委員以外の者の出席等)
- 第10条 委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、説明又は報告をさせることができる。
(総合計画の決定)
- 第11条 基本構想及び基本計画については、寝屋川市総合計画審議会に諮問して、決定するものとする。
(基本計画の変更)
- 第12条 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由があるときは、その内容を変更することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。
(実行シートの策定)
- 第13条 実行シートは、1年の期間を単位として策定するものとする。
(実行シート関係事務事業に係る報告)
- 第14条 部局の長は、実行シートに関する事務事業の進捗状況を定期的に総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する部長を経て、市長に報告しなければならない。

(参考資料の送付)

- 第15条 総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課(以下「総合計画担当課」という。)は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。
- 2 各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(庶務)

- 第16条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年6月24日から施行する。
(寝屋川市総合計画に関する規程の廃止)
- 2 寝屋川市総合計画に関する規程(昭和44年寝屋川市訓令第1号)は、廃止する。
附 則(平成3年訓令第7号)
この訓令は、平成3年6月5日から施行する。
附 則(平成10年訓令第5号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成11年訓令第9号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第3号)抄
(施行期日)
- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第5号)抄
(施行期日)
- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第12号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成20年訓令第11号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成21年訓令第3号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成25年訓令第3号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成25年訓令第8号)
この訓令は、令達の日から施行する。

3 後期基本計画策定経過

		庁内組織		市民参画		
平成25年度	10月	・後期基本計画策定方針の決定				
	11月	第1回	第1回			
	12月	策定委員会	策定幹事会			
	1月					
	2月					
	3月					
4月						
平成26年度	5月					
	6月					
	7月			・後期基本計画策定に関する市民意識調査の実施		
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月			地域懇談会		
	2月					
	3月					
	平成27年度	4月	・市長選挙			
5月				第8回		
6月		・所信表明公表	第9回			
7月		・前期基本計画総括報告書の公表				第1回 (諮問)
8月						総合計画 審議会
9月						
10月						中間答申
11月				・平成27年度市民意識調査の実施		
12月				・パブリック・コメント手続の実施		第9回 最終答申
1月						
2月	・後期基本計画の決定					
3月						

4 市民参画の概要

市民意識調査

【第五次寝屋川市総合計画後期基本計画策定に関する市民意識調査】

市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを目的に、市民意識調査を実施し、計画策定の参考資料としました。

○調査時期：平成26年7月 7日(月)から
平成26年7月22日(火)まで

○調査対象：満18歳以上の市民3,500人
(平成26年4月1日現在)

○回収結果

- ・有効配布数 3,478件
- ・有効回収数 1,882件
- ・回収率 54.1%

【平成27年度市民意識調査】

後期基本計画で設定している「市民意識の指標」の現状値(H27)を把握することを目的に、市民意識調査を実施しました。

○調査時期：平成27年11月 2日(月)から
平成27年11月16日(月)まで

○調査対象：満18歳以上の市民3,500人
(平成27年9月1日現在)

○回収結果

- ・有効配布数 3,471件
- ・有効回収数 2,290件
- ・回収率 66.0%

地域懇談会

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の策定に当たり、地域課題等を把握するため、小学校区を対象に懇談会(地域懇談会)を開催し、地域の課題、市政に対する意見等をいただきました。

○開催時期：平成27年1月から4月

○対象：市内全小学校区

○参加者数：280人(市職員は除く。)

総合計画審議会

「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)」を多方面にわたって検討するため、学識経験者、市議会議員、公募市民等、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会において審議いただきました。

○開催時期：平成27年7月から平成28年2月まで

○開催回数：9回

○最終答申日：平成28年2月23日(火)

パブリック・コメント手続

公正の確保と透明性の向上を図るため、「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(素案)」に対する意見募集を行いました。

市民からいただいた意見を計画に反映するとともに、意見のあらましと市の考え方を公表しました。

○意見募集期間：平成27年12月1日(火)から
平成28年 1月6日(水)まで

○意見提出数：24人 100件

5 総合計画審議会

開催経過

	開催年月日	案 件
第1回	平成27年 7月28日(火)	1 委員の委嘱 2 第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の諮問 3 審議会の運営 4 第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の概要説明
第2回	8月 6日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策1「災害に強いまちをつくる」、施策2「治水対策を促進する」、施策3「危機管理体制を充実する」、施策4「犯罪のないまちづくりを推進する」、施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」、施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」)
第3回	8月25日(火)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策7「健康づくりを推進する」、施策8「地域でともに支えあうしくみを充実する」、施策9「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」、施策10「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」、施策11「子育てしやすい環境を整備する」、施策12「安心できる環境衛生を確保する」、施策13「就学前教育を充実する」、施策14「学ぶ力を育成する」)
第4回	9月 7日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策15「教育環境の整備・充実を図る」、施策16「青少年の健全育成を推進する」、施策17「生涯学習を充実する」、施策18「文化の振興を図る」、施策19「スポーツ活動を推進する」、施策20「国内外の交流を推進する」、施策21「計画的なまちづくりを推進する」、施策22「良好な住宅・住環境を創出する」、施策23「四駅周辺のまちづくりを推進する」、施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」)
第5回	9月24日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策25「利便性の高い快適なまちをつくる」、施策26「水とみどり豊かなまちをつくる」、施策27「環境に配慮したまちづくりを推進する」、施策28「ごみの減量・資源化を推進する」、施策29「廃棄物を適正に処理する」、施策30「地域産業の活性化を推進する」、施策31「商業の振興を図る」、施策32「工業の振興を図る」)
第6回	10月 5日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策33「農業の振興を図る」、施策34「消費者保護を推進する」、施策35「市域の労働力の活用を推進する」、施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」、施策37「情報発信を充実する」、施策38「市民ニーズを把握する」、施策39「健全な財政運営を行う」、施策40「効率的な行政運営を行う」、施策41「市民サービスを充実する」)
第7回	10月22日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の中間答申(案)の審議 (施策1から施策20まで)
第8回	11月 9日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の中間答申(案)の審議 (施策21から施策41まで)
	11月20日(金)	市長への中間答申
第9回	平成28年 2月 5日(金)	・パブリック・コメント手続の結果について ・第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の最終答申(案)の審議 (施策1から施策41まで) ・最終答申(案)に係る附帯意見について
	2月23日(火)	市長への最終答申

諮問書及び中間答申書

諮問書

経企第772号
平成27年7月28日

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下 重夫 様

寝屋川市長 北川 法夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (諮問)

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)
について、貴審議会の意見を求めます。

中間答申書

平成27年11月20日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下 重夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (中間答申)

平成27年7月28日付け経企第772号で諮問の
ありました第五次寝屋川市総合計画後期基本計
画(試案)について、本審議会で計画内容、表現な
どを慎重に審議しました結果、試案の一部を修
正等して、別添のとおり中間答申いたします。

最終答申書

平成28年2月23日

寝屋川市長 北川法夫様

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下重夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (最終答申)

平成27年7月28日付け経企第772号で諮問のありました第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「笑顔が広がるまち 寝屋川」の実現に向けて、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括的事項

(1) 計画の着実な推進について

後期基本計画の策定自体が目的ではなく、市民の主体的な参画により、実効性のある計画にしていくことが極めて重要である。本市の当面する課題である人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増加を見据え、市民の役割と行政の責任を踏まえ、施策・事業に取り組まれない。

(2) 人口減少への対応について

市外への転出抑制、市外からの転入促進を図ることを目的とした方策を検討するとともに、持続可能性のあるまちづくりを考える中で課題を抽出し、市全体のまちづくりの方向性を検討されたい。

2 大綱別事項

(1) 安全で安心できるまちづくり

- 近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震、頻発する集中豪雨などの自然災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、防災機能の強化、市民との協働による防災対策に取り組まれない。
- 子どもを犯罪から守るため、また、安全な地域づくりを行っていくため、市民一人一人の防犯意識の高揚に資する取組を推進されたい。

(2) 健康でいきいき暮らせるまちづくり

- 子どもから高齢者まで、全ての世代の方々が住み慣れた場所で、生き生きと笑顔で暮らせるよう、ライフステージに応じた健康・医療・福祉のまちづくりの充実を図られたい。
- 次代を担う子どもたちが寝屋川市で健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み、育てることができるよう、民間事業者との連携も視野に入れた子育て環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図られたい。

(3) 夢を育む学びのまちづくり

- 学校園は、心身共に成長過程にある園児、児童・生徒などが学習や集団生活を学ぶ場であることから、常に安全と安心が確保される環境であるとともに、災害時における地域の避難所としても重要な役割を担っており、地震やあらゆる災害に対する備えが必要である。
子どもたちの安全を確保するため、学校園施設等の長寿命化、通学路の安全対策などの教育環境の整備を推進されたい。
- 次代を担う子どもの健全な育成を推進するため、学校園・家庭・地域の連携により、社会全体で子どもを見守り、育てていく体制の整備に努められたい。

- 少子化による継続的な子どもの減少を見据え、学校規模の適正化について、保護者、地域の意見を聴取する中で、明確な基準を設けて推進されたい。

(4) 快適でうるおいのあるまちづくり

- 人口減少・高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確認し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通等と連携して、コンパクトなまちづくりを進められたい。

(5) 環境を守り育てるまちづくり

- 循環型社会の構築に向けたごみ減量、再資源化などに引き続き取り組むとともに、環境保全のため、従来の省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギーの利用を積極的に推進されたい。
- 市民生活に身近な、ごみ問題については、ごみの発生抑制、減量、再使用、再利用の4原則に基づき、適正に処理を行うとともに、市民との協働による美しいまちづくりの推進に取り組まれたい。

(6) 活力あふれるにぎわいのまちづくり

- 地域住民が主体となって地域の人材、ノウハウなどを活用しながら、地域の様々な課題の解決に取り組めるよう、地域の活性化や雇用の創出に努められたい。
- 今後、医療・介護・子育ての分野の労働力不足が予測されるため、有資格者の発掘に取り組まれたい。
- 農産物を安定して提供できるよう、農地の保全や、新規就農者への支援を行うとともに、新ブランドの創出及び六次産業化に向けた商・工・農の連携協力などへの積極的な支援に努められたい。
- 市民に豊かな消費生活を提供し、暮らしの向上を支援するため、市内商店街などにおける商業の活性化を推進するとともに、市内中小企業における経営支援、ものづくり技術・技能向上に向けた取組など、工業の振興・活性化を図られたい。

(7) 市民が主役のまちづくり

- 市民に関わる様々な情報をより迅速かつ正確に届けられるよう取り組むとともに、市民ニーズに即した行政運営を進めるため、市民の声を的確に把握し、市政に反映させる仕組みの検討を進められたい。
- 地域の組織力の向上、活動の重複を整理するための組織の簡素化など、地域協働の第2ステージとして、成熟度を増した地域協働における組織の在り方について検討するとともに、市民が主役のまちづくりを担うにふさわしい人材育成等に取り組まれたい。

(8) 将来を見据えた自治経営

- オープンデータの活用などにより、寝屋川市が保有する様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、効率的・効果的で透明性・公平性が確保された適正な情報公開に努められたい。
- 寝屋川市の将来を見据えた長期的なビジョンを持った行財政運営に取り組まれたい。

3 今後の総合計画の在り方について

平成23年の改正地方自治法の施行により、総合計画の策定義務が廃止されたことから、任意の策定については、今後、社会情勢の変化、市長任期との整合性など、幅広い観点から検討されたい。

委員名簿

◎:会長 ○:副会長

委員氏名	備考
1号委員 (学識経験者)	○今川 晃 同志社大学政策学部教授
	平田 陽子 摂南大学理工学部教授
	田中 優 大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授
2号委員 (市議会議員)	住田 利博 寝屋川市議会議員
	◎野々下 重夫 寝屋川市議会議員
	北川 光昭 寝屋川市議会議員
	太田 徹 寝屋川市議会議員
	板東 敬治 寝屋川市議会議員
3号委員 (一般市民等)	木村 容千 北大阪商工会議所
	中川 芳行 寝屋川市社会福祉協議会
	中村 一二三 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
	池嶋 聖司 寝屋川市立校園PTA協議会
	乾 栄嗣 西北コミセンエリア
	河野 徹也 南コミセンエリア
	植田 良二 東北コミセンエリア
	郡 美博 西コミセンエリア
	山下 實 東コミセンエリア
	平田 一裕 西南コミセンエリア
	甲野 節男 公募市民
	清水 百合子 公募市民
	長岡 えり子 公募市民
4号委員 (関係行政機関の職員)	幸 徹 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長

寝屋川市総合計画審議会規則

平成2年4月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 一般市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所掌する室又は課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(寝屋川市総合計画審議会規則の廃止)
- 2 寝屋川市総合計画審議会規則(昭和44年寝屋川市規則第19号)は、廃止する。

附則(平成19年規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成19年寝屋川市条例第14号)の施行の日から施行する。

附則(平成21年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成27年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 地域懇談会

開催経過

開催地区	開催日時	開催場所	参加者数
堀溝	1月13日(火) 19時～	いきいき教室	8人
田井	1月14日(水) 19時～	田井小学校地域協働拠点教室	35人
成美	1月30日(金) 19時～	成美小学校地域協働教室	20人
梅が丘	2月 1日(日) 14時～	府営打上住宅集会所	7人
明和	2月 5日(木) 9時30分～	いきいき文化センター	4人
南	2月 5日(木) 13時30分～	萱島東3丁目集会所	11人
東	2月 7日(土) 13時30分～	東コミュニティセンター	10人
中央	2月 8日(日) 13時～	平池会館	14人
桜	2月 9日(月) 19時～	池の里市民交流センター	7人
点野	2月13日(金) 19時～	点野小学校地域拠点教室	10人
池田	2月16日(月) 19時～	池田東公民館	12人
三井	2月17日(火) 18時30分～	府営寝屋川秦住宅集会所 1階	11人
西	2月17日(火) 19時～	池の里市民交流センター	8人
石津	2月18日(水) 19時～	石津元町公民館	18人
北	2月19日(木) 19時30分～	西北コミュニティセンター	13人
国松緑丘	2月19日(木) 19時～	国松会館	9人
和光	2月23日(月) 17時～	和光小地域協働拠点教室	7人
楠根	2月25日(水) 19時30分～	楠根小地域協働拠点教室	13人
宇谷	2月27日(金) 18時～	ビバモール寝屋南都市開発(株)事務所	8人
啓明	3月 2日(月) 19時30分～	高柳5丁目北集会所	13人
神田	3月 8日(日) 10時30分～	西南コミュニティセンター	15人
木屋	3月25日(水) 19時30分～	西北コミュニティセンター	16人
木田	4月17日(金) 19時30分～	木田小学校地域協働拠点教室	11人

※ 第五校区については、日程が合わなかったため、未実施。
ただし、別途代表者から意見聴取は実施済み。

7 寝屋川市みんなのまち基本条例

平成19年12月25日
条例第24号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 協働(第4条—第11条)
- 第3章 市民(第12条)
- 第4章 議会(第13条—第15条)
- 第5章 行政(第16条—第24条)
- 第6章 条例の実効性の確保等(第25条—第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(行政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

(国、他の自治体等との連携)

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8 主な個別計画一覧

第五次寝屋川市総合計画を最上位計画とし、それを補完・具体化していくものとして個別計画（ビジョン、方針、指針を含む。）があります。

第五次寝屋川市総合計画の推進とあわせて、これらの個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

まちづくりの大綱名	個別計画名
安全で安心できるまちづくり	第二期住宅・建築物耐震改修促進計画 ※平成28年度策定予定
	寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画
	国民保護計画
	地域防災計画
	危機管理対応指針
健康でいきいき暮らせるまちづくり	第4期ねやがわ男女共同参画プラン
	第2期特定健康診査等実施計画
	第2次食育推進計画
	第三次地域福祉計画 [みんながつながる地域福祉プラン]
	高齢者保健福祉計画
	障害者長期計画(第2次計画)
	障害福祉計画(第4期計画)
	子ども・子育て支援事業計画
	第二次母子家庭等自立促進計画
	新型インフルエンザ等対策行動計画
夢を育む学びのまちづくり	教育大綱
	教育大綱実施計画
	小中一貫教育アクションプラン
	小学校給食調理業務委託計画
	社会教育推進計画
	家庭教育推進指針
	第2次子ども読書活動推進計画 ※平成28年度策定予定
快適でうるおいのあるまちづくり	都市計画マスタープラン
	住宅マスタープラン
	立地適正化計画 ※平成29年度策定予定
	景観基本計画

まちづくりの大綱名	個別計画名
快適でうるおいのあるまちづくり	景観計画
	市営住宅長寿命化計画
	水道ビジョン
	水道ビジョン第3期実施計画
	第9期施設等整備事業計画
	下水道長寿命化計画
	地域公共交通網形成計画 ※平成30年度策定予定
	橋梁長寿命化修繕計画
	横断歩道橋修繕計画 ※平成28年度策定予定
	舗装修繕計画
緑の基本計画	
環境を守り育てるまちづくり	環境基本計画(改定版)
	地球温暖化対策地域計画
	第4期市役所温暖化対策実行計画
	一般廃棄物処理基本計画
	ごみ処理施設建設基本計画
市民が主役のまちづくり	市民参画推進指針
	市民活動支援指針
将来を見据えた自治経営	財政収支計画
	人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略
	行財政改革大綱(改訂版)
	改革・改善アクションプラン
	公共施設等総合管理計画 ※平成28年度策定予定
	公共施設等整備・再編計画(改訂版)
	職員のあり方と人事の改革 (人材育成・人事制度の基本方針)
	第5期定員適正化計画

(平成28年4月1日現在)

9 用語解説

あ行

用語	解説
ICT	Information [情報]、Communication [通信]、Technology [技術]の略で、情報や通信に関連する技術の一般の総称。
アウトソーシング	より効果的、効率的にサービスの提供や行政運営を行うため、業務を外部に委ねること。その手法として、民営化、指定管理者制度、業務委託、労働者派遣などがある。
アプリケーション	パソコン、スマートフォン等で動く、特定の目的のために作られたソフトウェア。
アルカスホール	文化の振興とにぎわい創出の拠点として、平成23年4月にオープンした地域交流センターの愛称。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出支援。
雨水幹線	雨水を排除する主要な下水道管路や水路。
雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管、河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。
雨水貯留タンク	雨水の流出抑制及び有効利用を行うため、建物等に降った雨水を貯めるタンク。
美しいまちづくり推進員	「美しいまちづくり条例」の円滑な運用及び実効性を確保するため、市長の委嘱を受け、美しいまちづくりに関する啓発、指導その他の諸活動を行う市民。
SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)	人と人とのコミュニケーションなどを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Facebook、LINEなどがある。

か行

用語	解説
街路事業	都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成などを目的に道路等を都市計画事業として整備する事業。
貸農園	レクリエーションとしての自家用野菜、花の栽培など、農産物を生産する喜びを感じてもらうことを目的に市民に貸し出される農園。
家庭教育	親が子どもに言葉、生活習慣など生きていく上で必要なライフスキルを身に付けるよう家庭内で行う教育。
家庭教育サポーター	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問、相談活動等を行うなど、総合的な支援を行う人材。
環境衛生	健康の保全・増進を図り、疾病を予防するため、生活環境を保全することを目的に行う衛生活動。
行政評価	行政活動を一定の基準や指標に従い評価し、その結果を改善に結び付ける手法。

用語	解説
協働	市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、共に活動すること。
緊急交通路	災害発生時に救助、救急、医療、消火、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するための道路。
経営支援アドバイザー	市内事業者が持つ課題の解決、事業拡大を目的とした補助制度への申請等に対する各種支援などの経営相談を行う人材。
景観重点地区	景観計画区域(市全域)のうち、地域の特性をいかした良好な景観の形成を重点的に図る必要がある地区。
経常経費	毎年度継続して支出される経費。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費など、毎年度継続して支出される経費に対して、市税、地方交付税などの一般財源がどのくらい使われているかを表す指標。この比率が低いほど、自由に使える財源が多いことを意味する。
健康寿命	寝たきり、認知症などによる要介護状態ではなく、元気で活動的に暮らすことができる期間。
健康づくりプログラム	市民の健康づくりの一環として、日々の暮らしや生活習慣を見直すきっかけとするために作成した冊子。毎年、市内に全戸配布している。
公衆衛生	広く地域社会の人々の健康保持・増進を図るため、組織的になされる衛生活動。
校庭貯留浸透施設	雨水を学校の屋外運動場に貯留する施設。
高度利用	建築物の高層化を図り、生み出された空間を有効活用すること。
個人番号カード	国民一人一人に固有の番号を割り振る社会保障・税番号制度において使用される個人を識別する写真付きICカード。
子育て支援グループ	子育て相談、講座の開催、遊びの提供などの子育て支援活動に自主的に取り組む市民グループ。
子どもの安全見守り隊	子どもの登下校の見守り、地域パトロールカーによる巡回など、地域の安全啓発活動を行う組織。

さ行

用語	解説
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短時間に再生が可能な太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの資源が枯渇しないエネルギーのこと。
詐欺的悪質商法	一般消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引を目的とする商法。
市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を図る事業。
資源集団回収活動	自治会、PTA等、地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞、雑誌、古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。

用語	解説
自主財源	市税、負担金、使用料、手数料、繰入金など、市が自主的に収入として得ることができる財源。
自主防災組織	「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき結成される防災組織で、災害発生時に、互いの身を守るために連携して防災活動を行う組織。
止水板	大雨等による道路冠水が発生した際に建物等への雨水の侵入を防ぐための板。
シティ・ステーション	市民からの公募により決定した市民センターの新名称。
社会保障・税番号制度	社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤。
就学前教育	小学校就学前の子どもに対して行う教育。
主要生活道路	密集住宅地区内において、消防車などの緊急車両の進入や地区内の通行を円滑にするための主要な道路。沿道の建物が建替えられる際に、幅員6.7メートルを標準として順次整備している。
旬産旬消	地域で生産された旬な食材を旬な時期に消費すること。
浚渫	水路などの底に堆積した土砂等を除去する作業。
生涯学習	文化、スポーツ、ボランティアの活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
生涯スポーツ	生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ。
小地域ネットワーク活動	高齢者や障害者への見守り・声掛け、高齢者を対象とした「いきいきサロン」など、校区福祉委員会が行う地域での支え合い・助け合い活動。
小中一貫教育	1中学校区に2小学校の配置を基本とする教育体制。小・中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性及び計画性のある一貫した教育を進めるため、市教育委員会が平成17年度から実施している。
小中一貫校	学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動。
消費生活相談員	消費生活に関する問合せ・相談・苦情に対し、助言・あっせんにより問題解決を図る人材。
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
自律更新	建築主、事業主が自主的、主体的に建築物を建て替えること。
新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
親水空間	河川、水路、公園などの水辺に親しめる空間。

用語	解説
スポーツ リーダーズバンク	スポーツ指導者の登録活用制度。指導者を養成するための養成講習会を修了した人に登録していただき、市民がスポーツを楽しもうとする時、スポーツリーダーズバンクの登録者に指導を依頼できる仕組み。
生活困窮者 自立支援制度	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活、仕事などに困っている方に対し、自立相談支援等を実施することで、自立の促進を図る制度。
生活習慣病	高血圧、糖尿病、脂質異常症など、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群のこと。
青少年リーダー	青少年活動の核となり、自主的に活動ができる人材。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」など、性別だけでそれぞれの役割を固定的に分ける考え方のこと。
全国学力・ 学習状況調査	児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
増補幹線	既存の流域下水道管の排水能力を補うための第2の下水道管。

た行

用語	解説
タウンくる	バス交通の不便地域を解消するために、市と連携しながら京阪バスが運行している小型バス。
多文化共生	国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化や生活習慣の違いを尊重しながら、地域社会の構成員として、共に暮らしていくこと。
短時間豪雨	局地的で短い時間に集中して降る多量の雨。
地域教育	学校、家庭、地域が連携し、地域人材を発掘・活用し、青少年健全育成等を含む教育コミュニティづくりのこと。
地域協働協議会	地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織。
地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流、子育て相談、情報提供などを行う場。
地域子ども・ 子育て支援事業	地域の実情に応じ、「子ども・子育て支援事業計画」に従って実施する子どもや子育て家庭への支援事業。
地域就労支援 センター	就労を希望しているが就職が困難な市民を対象に、就職に関する相談受付等を行う施設。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業。
地域文化資源	地域の人々によって培われてきた祭りや伝承、建築物、まち並みなど、市のPRや観光に活用できる資源のこと。
地域包括 ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する仕組み。

用語	解説
地域包括支援センター	地域に密着した総合的な情報提供や相談援助を行うとともに、地域の関係機関などとのネットワークを構築し、地域に根ざした高齢者保健福祉を推進する拠点。
地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。
地区計画制度	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の形成や保持のため、地区の実情に合ったまちづくりのルールを定めること。
地区公共施設	道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるもの。
ドクターカー	必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両。
特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪に対して、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報。
都市型水害	都市化により雨が地中に浸透しなくなったことによる浸水被害など、都市特有の水害。
都市計画施設	将来的に整備を要するものとして都市計画に位置付けられる道路、公園などの都市施設。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
土のうステーション	大雨等による浸水被害発生時に使用するための土のうの集積所。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者、恋人など親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者から受ける様々な暴力のこと。

な行

用語	解説
内水域	降った雨が自然には河川へ流れ込まない地盤が低い地域。
内水ハザードマップ	大雨によって起こる内水氾濫について、浸水想定区域や市民の防災行動に役立つ情報を掲載した防災マップ。
なわて水みらいセンター	汚水処理能力の増強を図るため、四條畷市に新設された大阪府の下水処理施設。
認知症	脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている症状。
寝屋川流域総合治水対策	寝屋川流域の関係市と国・大阪府が一体となり、河川、下水道、調節池の整備などを行う総合的な治水対策。
農あるまちづくり	うるおいと安らぎを与える空間づくりのため、農地の多面的機能を発揮し農地を保全すること。
南海トラフ地震	西日本の太平洋側に長く延びた海溝で、静岡県から四国を越えて宮崎県沖に達している南海トラフを震源とする地震。

は行

用語	解説
パイオネット (全国消費生活情報ネットワーク・システム)	消費者被害に迅速に対応するため、国民生活センターのデータベースと全国にある消費生活センターの端末を専用回線で結び、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報を集約するシステム。
配水池	浄水場で作った水を一時的に溜め、市内各所に配水する施設で、市内に6か所ある。
発達支援システム	保健、福祉、教育に関わる機関や事業者と連携し、当事者や保護者を含め、子どもの発達や生活を包括的に支援していくシステム。
PDCIサイクル	計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて、改善・改革(Innovation)を行う工程を繰り返す考え方。
ヒートアイランド現象	都市化により、都市部が周辺地域より高い温度になっている現象。
非常備消防力	一般市民で構成されるボランティア的な消防機関である消防団の装備や知識の向上を図り、地域を災害から守る力。
不燃領域率	地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建物が占める割合により算出する、まちの燃えにくさを表す指標。
フルオープン化	平日に加え、土曜、日曜、祝日も開庁し、窓口業務を行うこと。
ベンチャービジネスコンテスト	市内産業の振興を図るため、連携協定を締結している学校法人などの学生を対象に、市内での起業を想定したビジネスプランを募集するコンテスト。
防災協力農地	災害時に市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的とした農地。
防犯器材	「防犯カメラ」「ひったくり防止カバー」「防犯ブザー」など、犯罪抑止の効果のある器材。
防犯灯	夜間不特定多数の人が通行する生活道路において、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安な場所に設置される電灯。

ま行

用語	解説
まちかど福祉相談所	コミュニティーセンターエリアごとに校区福祉委員会が実施する、子育て、介護等の身近な問題に幅広く対応する相談所。
まちまるごと耐震化支援事業	市民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、自治会等、事業者等、市が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、市民による自主的な耐震化を促進する事業。
密集住宅地区	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路、公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
みどりのまちづくり活動	市民との協働により緑化を推進する取組。
目標貯留量	寝屋川流域水害対策計画において設定されている雨水貯留量の目標値。
モノづくり元気企業認定制度	技術革新、経営活性化などの取組により成果を上げた活動的な市内の企業を、「元気企業」として認定する制度。

や行

用語	解説
遊休農地	農業従事者の高齢化、後継者不足などの理由により、一定期間耕作されていない農地。
要緊急安全確認 大規模建築物	病院、店舗等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホームなど避難に配慮を必要とする人が利用する建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物。
要安全確認計画 記載建築物	地方公共団体が耐震改修促進計画に指定する、緊急交通路等の沿道建築物で道路幅員の概ね2分の1以上の高さのものや庁舎等の防災拠点建築物で地震に対する安全性を確かめる必要がある建築物。
幼児教育	教育・保育関係機関、家庭、地域社会など、幼児が生活する全ての場において行われる教育の総称。
幼保一体化	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い幼児期の教育及び保育を一体的に提供すること。

ら行

用語	解説
リサイクル率	ごみ排出量のうち再資源化されるものの割合。
流域調節池	寝屋川流域において、河川や下水道で流しきれない雨水を一時的に貯留し、周辺地域の浸水被害を軽減するための河川施設。
レンゲ開放農地	市民の農地に触れる機会の創出などを目的として、市民に開放するレンゲなどを植栽した農地。
連続立体交差事業	鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化することにより、複数の踏切を除去し、踏切による交通渋滞や事故を解消する事業。 寝屋川市幸町から枚方市までの区間の京阪本線で実施されている。
六次産業化	農業、水産業などの第一次産業が、食品加工(第二次産業)・流通販売(第三次産業)にも業務展開している経営形態のことをいい、一次・二次・三次を掛け算して六次で表す造語。

わ行

用語	解説
ワンストップ サービス	総合窓口の設置などにより、複数の行政手続が1か所で可能となる仕組みのこと。

「笑顔が広がるまち 寝屋川」

第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画

平成28(2016)年2月

■発行・編集

寝屋川市 経営企画部 企画政策課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL:072-824-1181

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>

